

第69回中小企業団体全国大会

決議経過報告 (Ver. 1)

平成30年3月

全国中小企業団体中央会

目 次

主な成果のあらまし	2
全国大会開催日以降の主な要望活動一覧（全国中央会会長要望等）	4

<決議項目>

<u>I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化</u>	8
1. 景気回復を実感できる対策の加速化	8
2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充	8
3. 中小企業組合等に対する支援の拡充	8
<u>II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充</u>	17
1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充	17
2. 官公需対策の強力な推進	17
3. 海外展開に対する支援の拡充	17
4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化	18
<u>III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充</u>	25
1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する 復旧・復興の更なる推進	25
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施	25
3. 地域の防災・減災対策の強化	25
<u>IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備</u>	31
1. 中小企業金融施策の拡充	31
2. 中小企業・組合税制の拡充	36
3. 中小製造業等の持続的発展の推進	49
4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充	54
5. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化	57
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進	59

※ 本決議経過は、一部を除いて、平成 30 年 2 月中旬までの状況により取りまとめたものである。

主な成果のあらまし

第 69 回中小企業団体全国大会は、平成 29 年 10 月 26 日に、「キッセイ文化ホール」（長野県松本市）において開催された。

大会は、約 2,500 名の中小企業団体の関係者が参加し、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する下記の項目について、決議が採択された。

I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化（総 合）

1. 景気回復を実感できる対策の加速化
2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充
3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

II. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充（総 合）

1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充
2. 官公需対策の強力な推進
3. 海外展開に対する支援の拡充
4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化

III. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充（総 合）

1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進
2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施
3. 地域の防災・減災対策の強化

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充（金 融）
2. 中小企業・組合理税制の拡充（税 制）
3. 中小製造業等の持続的発展の推進（工 業）
4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充（商 業）
5. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化（総 合）
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進（労 働）

※上記（ ）内は、全国大会決議項目検討した専門委員会名。

本決議については、大会終了後、その実現のための要請活動を行った。

全国中央会大村会長等が政府、与党（自民党、公明党）及び民進党等の幹部と面会し、大会決議を要望した。

また、多数の国会議員に対し、大会決議を届け、その実現を強く申し入れるとともに、大村会長等役員が、以下のとおり陳情を行った。

決議に関連する主な成果の概要は、以下のとおり。

全国大会開催日以後の主な要望活動一覧(全国中央会会長要望等)

平成 29 年

10 月 30 日 (月)

大村会長、高橋専務理事

岸田文雄自民党政務調査会長と面会



10 月 31 日 (火)

大村会長、高橋専務理事

竹本直一自民党中小企業・小規模事業者政策調査会長、山際大志郎自民党同調査会副会長、滝波宏文参議院経産委員会筆頭理事、平将明衆議院議員、松島みどり衆議院議員と面会

11 月 2 日 (木)

大村会長、高橋専務理事

甘利自民党税制調査会副会長、宮下一郎自民党中小企業・小規模事業者政策調査会副会長、菅原一秀衆議院議員と面会



11 月 8 日 (水)

大村会長、高橋専務理事

野田毅自民党税制調査会最高顧問、細田博之同税制調査会副会長、塩崎恭久同税制調査会幹事、福田達夫同中小企業・小規模事業者政策調査会事務局長代理、うえの賢一郎同中小・小規模事業者政策調査会幹事、佐藤啓同経済産業部会副会長、公明党山口那津男代表、石田祝稔政調会長、斉藤鉄夫税制調査会長等と面会

11月9日（木）

大村会長

逢沢一郎衆議院議員、森山裕自民党税制調査会副会長と面会

11月10日（金）

大村会長、高橋専務理事

額賀福志郎自民党税制調査会小委員長、後藤茂之自民党税制調査会幹事、穴見陽一自民党税制調査会幹事、奥野信亮衆議院議員、橋本岳衆議院議員、村井英樹衆議院議員と面会

11月13日（月）

大村会長、高橋専務理事

東京都中央会役員と国会議員との懇談会に出席。その後木原誠二衆議院議員と面会。

11月14日（火）

東京都中央会大野亮裕税制委員長（東京都製本工業組合理事長・全日本製本工業組合連合会会長）、高橋専務理事

自民党本部で行われた「中小企業・小規模事業者政策調査会及び経済産業部会合同会議」に出席。同会議では、事業承継について審議され、大野税制委員長が中小企業の厳しい事業承継の実情を訴えた。



高橋専務理事

衆議院第一議員会館で行われた「中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟」の設立総会に出席。

11月17日（金）

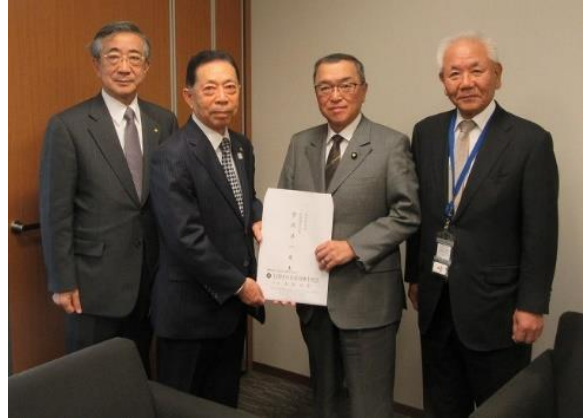
大村会長、高橋専務理事

石原伸晃自民党税制調査会副会長と面会

11 月 21 日（火）

大村会長、伊藤副会長（広島県中央会会長）、高橋専務理事

宮沢洋一自民党税制調査会会長と面会



大村会長、高橋専務理事

宮本周司経済産業部会部会長代理、宮路拓馬衆議院議員、鈴木淳司衆議院議員と面会

高橋専務理事

衆議院第一議員会館で行われた「中小・小規模事業者の円滑な世代交代を後押しする議員連盟」の会議に出席

11 月 22 日（水）

大村会長、高橋専務理事

自民党経済産業部会の神山佐市部会長代理、大西英男副部会長と面会

11 月 28 日（火）

大村会長

中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化を全国知事会に要望

11 月 30 日（木）

高橋専務理事

衆議院第二議員会館で開催された「立憲民主党 経済産業部会」に出席

12 月 5 日（火）

大村会長、高橋専務理事

甘利自民党税制調査会副会長と面会

12 月 7 日（木）

高橋専務理事

関芳弘自民党副幹事長、こやり隆史同経済産業部会副部会長、橋本岳衆議院議員と面会

第 69 回大会決議に関する成果の詳細及び各項目別の現在までの経緯等は、以下のとおりである。

I. 実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の生産性向上支援等の強化

【要望事項】

1. 景気回復を実感できる対策の加速化

- (1) 実感ある景気回復と経済の好循環が隅々まで確実に浸透するよう、「経済財政の運営と基本方針 2017」、「未来投資戦略 2017」等を着実かつ迅速に実行し、中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上を支援すること。
- (2) 地方創生交付金の拡充と恒久化を行うこと。
- (3) 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小企業・小規模事業者及び中小企業組合の積極的な活用を図ること。
- (4) 地域資源活用等による国内観光産業の振興と地域ブランドの発掘・育成を強化し、地域経済の活性化を図ること。

2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

- (1) 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」は、試作品や新サービス開発、設備投資の増進を図り、地域経済の活性化に大きな効果をもたらす非常に有効な支援策であることから補正予算等により事業を継続するとともに、過年度実施してきた補助事業者が、ものづくり補助金事業を活用し、試作開発、設備投資を行った成果品の販路開拓、販売促進を図るため、フォローアップ事業に対する支援の拡充を行うこと。
- (2) 中小企業・小規模事業者が I o T をはじめとした新しい I T 技術の導入・活用に取り組むための支援策を講じること。
- (3) ものづくり分野における人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を継続して強化すること。
- (4) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、買いたたきなど一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (5) サプライチェーン全体の取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」の策定業種の拡大を図るとともに、同計画の着実な実行と周知徹底、フォローアップ、訪問等調査の徹底を継続して行うこと。

3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

- (1) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、新たな環境変化に対応した中小企業組合制度改善による組合員企業の安定と基盤強化への寄与に努めること。
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種の拡大、策定後の当該業種の組合等の声を踏まえた検証・見直しを行うこと。

また、同法に設置された「事業分野別経営力向上推進機関」が行う取組みを後押しするよう、同機関の運営を担う組合等の人材教育を強化すること。

- (3) 多くの業種団体を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
- (4) 新事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員である中小企業・小規模事業者の課題解決等を図る中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充を行うこと。
- (5) 中山間地域における地域コミュニティの維持、生活基盤の確保、産地ブランドの推進を図るための農・商・工・サービス業の連携・組織化による振興策の拡充に努めること。
- (6) 創業・起業により雇用促進を図る企業組合への支援策を改善・強化すること。
- (7) リニューアルや小規模企業を対象にした高度化融資制度の拡充を図り、利用・拡大に努めること。
- (8) 中小企業組合運営のエキスパートである中小企業組合士を積極的に活用すること。
- (9) 国及び都道府県は、地域において果たすべき役割の大きい組合に対する多様な支援のための中央会の事業が毎年度確実に遂行できるよう、中央会に対する予算措置を拡充・強化すること。
- (10) 連携・コーディネート力の向上を図るための中央会の指導員等の人材育成に対する支援を強化すること。

【経過】

1. 景気回復を実感できる対策の加速化

(1) 景気回復を実感し、持続的な成長と生産性向上に向けた対策の加速化【実現】

平成 29 年 12 月 8 日、持続的な経済成長を目指すため、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。「生産性革命」「人づくり革命」を車の両輪として、2020 年までの 3 年間、人材、設備への投資を大胆に促すこととしている。

その後、平成 29 年 12 月 22 日、平成 29 年度補正予算案及び平成 30 年度予算案が閣議決定され、補正予算については、平成 30 年 2 月 1 日成立した。生産性革命・人づくり革命 (4,822 億円)、災害復旧等・防災・減災事業 (12,567 億円) の計 17,389 億円となっている。

このうち、政府全体の中小企業対策費は 2,040 億円となっている。ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 (1,000 億円)、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費 (500 億円) が計上されている。

また、平成 30 年度予算案の一般会計の歳出総額は、6 年連続で過去最高を更新し、97 兆 7,128 億円となった。「人づくり革命」、「生産性革命」及び「財政健全化」を 3 つの柱として、経済再生と財政健全化の両立を図ることとされており、特に「生産性革命」では、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、①地域の中核企業や中小企業による設備・人材への投資の促進、事業承継集中支援、②賃上げや生産性向上等のための税制上の措置の実施、③産学官連携での研究開発等の支援、④生産性向上のためのインフラ整備への重点化等、生産性向上のための施策を推進することとしている。

政府全体での中小企業対策費は、政府全体で対前年度比マイナス 54 億円となる 1,771 億円となっている（うち、経済産業省分としては、1,110 億円（対前年度マイナス 1 億円）となっている）。

（２）地方創生交付金の拡充・恒久化【実現】

「新しい経済政策パッケージ」において、地方創生については、産学官金等の連携を図りつつ、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などあらゆるプレーヤーが参画して、地方における Society5.0 に向けた取組みを推進することとしている。

平成 29 年 12 月 22 日には、内閣府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）について～ライフステージに応じた地方創生の充実・強化～」が閣議決定された。引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組むため、「総合戦略」に掲げられた基本目標等の達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・施策の必要な見直しを行った。地方創生の更なる推進に向けた平成 29 年度補正予算は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくり等の事業に対する生産性革命につながる地方創生拠点整備交付金が 600 億円計上された。

また、平成 30 年度予算案では、先端科学や観光・農業といった地方大学の新たなチャレンジを後押しする新たな交付金が創設されるとともに、地方の自主的かつ先駆的な取組みを支援する地方創生推進交付金が引き続き確保された（1,046 億円（前年度比プラス 39 億円））。

（３）オリンピック・パラリンピック開催に向けた中小企業・組合等の活用拡大

【一部実現】

東京オリンピック・パラリンピックが開催される 2 年後の 2020 年に向けて、大会関連施設の建設、道路・交通網等のインフラの整備が急ピッチで進められている。

トップアスリートの同一活動拠点で集中的・継続的なトレーニング・強化活動施設であるナショナルトレーニングセンターの拡充整備として、平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算案として計上されている。

また、セキュリティ・防災対策、円滑な輸送対策、バリアフリー化の推進、訪日促進等の分野において対応が講じられることとなっている。平成 30 年度予算における具体的な施策として、テロ対応能力の向上、台風等に備えた防災機能の強化（堤防のかさ上げ等）、首都圏空港の機能強化（羽田空港の飛行経路の見直し等）、公共交通機関の旅客施設におけるバリアフリー化、高速道路ナンバリング等を進めていくとされている。

東京オリンピック・パラリンピック開催については、関連施設の工事やグッズなどの物品調達、イベントの実施等の役務提供は、中小企業・小規模事業者及び中小企業組合へ発注が行われるよう、引き続き関係方面に働きかけを行っていく必要がある。

（４）地域資源活用等による国内観光産業の振興と地域ブランドの発掘・育成強化

【実現】

「新しい経済政策パッケージ」において、地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、3年で2000社程度の支援を目指すこととしている（地域未来牽引企業）。予算、金融、規制の特例等の支援策を講じられ、研究開発、設備投資など、地域経済牽引事業を集中的・効果的に支援することとしている。

また、クールジャパンの推進や地域資源を活かしたまちづくり等を通じて、地域の強みを生かしながら外需を域内に取り込む取組みを支援することとして、「インバウンド型クールジャパン推進事業」（平成29年度補正予算58.5億円）が確保された。目標に掲げている2020年までの訪日外国人観光客4,000万人等を目指すため、地域文化資源を活用した観光プログラムや地域産品の開発や歴史的なまちなみや文化イベントを契機とした商店街・中心市街地等の地域の魅力向上によるインバウンド観光消費を促進することとしている（地域文化資源活用空間創出事業）。

さらに、中小企業地域産業資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けた複数の中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携し、地域文化資源やふるさと名物を活用した新たな商品開発、販路開拓を行う仕組みや、観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組み等について支援することとしている（ニューツーリズム商品開発等支援事業）。加えて、国内の観光産業の活性化を図るため、訪日プロモーションの抜本改革と観光産業の基幹産業化（平成30年度予算案114億円）として、訪日旅行の関心を高めるグローバルキャンペーンや市場別プロモーションの展開等を実施するとともに、地域での雇用創出と生産性の高い観光産業の確立を図ることとしている（①欧米豪市場を中心に訪日旅行への関心を高めるグローバルキャンペーンの実施、②きめ細やかなプロモーションの徹底、③MICE誘致の国際競争力の強化、④開催地の魅力向上及びプロモーションの強化、⑤地域の魅力発信による地方への誘客の促進、⑥宿泊業をはじめとする観光産業の生産性向上や人材育成等に向けた取組み支援等を行う）。

また、「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源の開拓・魅力向上（平成30年度予算案27億円）を目指し、歴史、文化だけにとどまらない潜在的観光資源等の充実を図るとともに、地方への訪日外国人旅行者の周遊促進に資する観光地域づくり等を支援することとしている（①夜間の観光資源、潜在的観光資源の開拓や最先端コンテンツの育成、②DMO等が中心となっていく広域周遊観光を促進する観光地域における取組への支援、③地域の多様な観光資源の魅力発信に必要となる多言語解説の整備支援等を行う）。また、世界最高水準の快適な旅行環境の実現（平成30年度予算案243億円）を目指し、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上、コミュニケーションや移動の円滑化等を推進する（①観光案内所等の機能向上や訪日ムスリム対応の支援など受入環境整備の推進、②多言語案内用タブレットや車内Wi-Fi整備、③トイレ洋式化等公共交通機関の利便性向上、④クルーズ船の受入環境整備の推進等を行う）。

なお、平成29年12月22日、「国際観光旅客税（仮称）の使途に関する基本方針等」が観光立国推進閣僚会議において決定された。2020年訪日外国人旅行者4,000万人という目標の確実な達成に向け、「平成30年度税制改正大綱」（平成29年12月

22 日閣議決定)において、観光促進のための税として、平成 31 年 1 月 7 日、国際観光旅客税が創設される。同税は、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域の体験滞在の満足度向上の 3 分野に充当することとしている。

2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力強化に対する支援の拡充

(1) ものづくり等補助金の継続【実現】

平成 29 年度補正予算により、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うため、認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の支援を目的として、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」(1,000 億円)が増額計上されている。

(2) I o T 等に取り組む中小企業への革新的技術の支援強化【実現】

平成 29 年度補正予算で、「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」(500 億円)が措置された。I T 技術の進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れた I T ツールの導入を通じて中小企業・小規模事業者による I T 投資を加速化させ、生産性向上を実現させることを目的としている。

(3) ものづくり人材、若手人材の育成・確保【実現】

若年技能者の技能の向上、技能振興機運の醸成等を図ることを目的とした「若年技能者人材育成支援等事業」が平成 25 年度から開始されている。本事業では、建設業と製造業が対象で優れた技能と経験を持つ「ものづくりマイスター」が、中小企業や教育訓練機関の若年者に対して実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行っている。

平成 29 年度補正予算として、「学びと社会の連携促進事業」(25 億円)が確保された。同事業は、日本経済・地域経済・中小企業を動かす人材を育む「人づくり革命」を進めるべく、学校教育・企業研修等の現場において、AI 等の先端技術や産業・学術・芸術・スポーツ等のあらゆる分野の知を総動員した新たな学びを可能にする EdTech の開発・実証を進め、国際競争力ある教育サービス産業群を創出することとしている(①企業・高校・高専・大学等によるシニアも含む全世代対象のキャリア教育・起業家教育プログラムの確立、②中小企業の中核人材候補の従業員に対する社会人基礎力や専門分野の研修の実施等)。学びの環境づくりを推進し、中小企業の人手不足解消、イノベーション創出・地方創生につなげていくこととしている。

また、平成 30 年度予算案として、中小企業・小規模事業者人材対策事業(18.5 億円前年度比プラス 1.8 億円)が計上されている。全国各地で中小企業への人材マッチングイベントやセミナーを開催し、好事例の横展開を図るなど、多様な人材(女性、高齢者、ミドル人材、外国人)の発掘、確保、定着の一括支援を行うこととしている。加えて、スマートものづくり応援隊(生産現場の工程改善や

IoT・ロボット導入に知見を有する専門家）の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上を促進することとしている。

加えて、「新しい経済政策パッケージ」では、成長分野への人材移動と多様な柔軟なワークスタイルの促進を図ることとし、IT業界にとどまらずITを活用する幅広い産業の人材が基礎的なIT・データスキルを標準的に装備するため、公的職業訓練や一般教育訓練給付の充実や、プロジェクトマネージャーのマンツーマン指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムの創設、独創的な技術課題への挑戦に対する支援を通じたイノベーションの担い手となる突き抜けた人材の育成や活用の強化を図ることとされている。

（４）下請法による規制強化【実現】

平成29年11月15日、親事業者約21万社、業界団体代表者660団体に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の要請文を発出し、全国中央会でも会員団体に対して周知を行った。

本文書は、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要であり、下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、下請事業者への不当なしわ寄せが生じることのないよう求めたものとなっている。

また、全国80名規模で配置している下請Gメンによるヒアリング調査では、平成29年の年間で、2,583社を訪問しており、今後、下請ヒアリング調査結果を踏まえて、個社へのヒアリング・要請や業界団体への要請、下請法に基づく調査・検査の実施、自主行動計画の策定業種の拡大、下請中小企業振興法「振興基準」の改正等の検討、下請ヒアリングの体制強化が予定されている。

（５）自主行動計画の拡充【未実現】

サプライチェーン全体での取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」は、現在、自動車業界をはじめ8業種21団体が計画を策定し、公表されている。現在、機械製造業、流通業、警備業、放送コンテンツ業の4業種の計画が策定中である。

3. 中小企業組合等に対する支援の拡充

（１）中小企業組合制度改善による組合員企業の経営安定と基盤強化への寄与【未実現】

全国中央会では、組合制度の今日的意義の明確化と評価・発信、中央会の指導の強化を図るため、新たなスローガン（「つなげる ひろげる 連携の架け橋」）を掲げることで、日々の会員巡回等を通じて組合制度の意義・必要性を広報・周知するとともに、組合等の現状把握に基づいた機能の再検証・再構築を行い、組合設立、企業間連携、組合間連携、業種間連携による成功事例をつくり出すことを目指している。

現在、全国中央会では、昨年度とりまとめた「組合制度研究会報告書」において、組合が有する本来的な機能の今日的な意義・役割について示してきたところであるが、組合設立促進や更なる共同事業発展に向けた検証を行うべく、今一度現在における組合の必要性や優位性を見い出すため、他組織との機能の比較・検討や組合活動活性化に向けた制度・機能の隘路の明確化等、今後開催予定の「中小企業組

合のあり方研究会」の開催に向け、中小企業庁をはじめ、関係機関と協議を行っている。

(2) 「事業分野別経営力向上推進機関」への支援策の創設等【実現】

一昨年7月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく「事業分野別経営力向上推進機関」は、現在12機関となっている。

同法では、事業分野別にきめ細かく経営力の強化を図っていくため、「事業分野別指針」の策定（【経産省】製造業、卸・小売業、【国交省】旅館（厚労省と共管）、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設、不動産、【厚労省】外食・中食（農水省と共管）、医療、介護、保育、障害福祉、【総務省】CATV、電気通信業、地上期間放送、とされているが、今後、生産性向上が課題となっている業種（介護、飲食業、宿泊業、小売業及び道路貨物運送等）等に加え、事業分野別経営力向上推進機関の拡大を進めることとしている。

また、中小企業の生産性向上に向けて、業界単位での推進体制を強化していくため、ベストプラクティスを収集し、基本方針や事業別分野指針に反映させ、各業種の特性に応じた更なる普及を促進していくとしている。

さらに、介護分野や生活衛生分野については、生産性向上や業務改善に取り組みやすくするため、ガイドラインの作成し、普及啓発を行うこととしている。

(3) 経営革新等支援の拡充【一部実現】

昨年12月に政府がとりまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、平成32年度までを「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員することとしていることを受け、生産性向上特別措置法案により、我が国産業の生産性を短期間に向上を図ることとしている。併せて、我が国経済の成長軌道を確認なものとし、産業の発展を持続させるべく、企業の経営基盤を強化するため、産業競争力強化法等の一部を改正することとしている。両法案ともに2月9日に閣議決定され、同日国会に提出された。

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案において、中小企業の経営課題が複雑化する中で、直近1年間で認定支援業務を行っていない者が3割存在しているため、同機関の支援の質を維持・確保していくことが求められている。

そこで、中小企業等経営強化法を改正し、一度認定を受ければ認定の効力が続く「経営革新等支援機関の認定制度」について、認定機関に有効期間（5年）を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する制度（更新制）を導入するとされている。また、法改正と併せて、経営革新等支援機関の活動実績が見える化することとしている。

加えて、中小企業の経営者の高齢化が一層深刻化し、地域やサプライチェーンにとって重要かつ優良な事業も、廃業リスクにさらされていることを踏まえ、生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、現状は原則、自社資源を活用したものとなっているが、M&A等による事業承継を伴うものを対象に追加し、税制優遇及び法的な許認可の引継ぎ等の支援を講じることとしている。

(4) 中小企業組合等連携組織に対する補助金制度の改善・拡充【一部実現】

平成 29 年度補正予算において、小規模事業者持続化補助金（100 億円）が確保されるとともに、補助対象者に企業組合及び協業組合が今回より追加される予定となっている。

(5) 中山間地域における農・商・工・サービス業の連携・組織化振興策の拡充

【一部実現】

農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組みを支援する「ふるさと名物応援事業」（平成 30 年度予算案 10.5 億円）が確保された。

また、歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化など地域文化資源と連携した空間創出によって、中心市街地や商店街ににぎわいを創出する取組みを支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」（平成 30 年度予算案 16.3 億円）や中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携し、地域文化資源やふるさと名物を活用した新たな商品開発、販路開拓を行う仕組みや観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組みを支援する「インバウンド型クールジャパン推進事業」（58.5 億円）こととしている。

しかしながら、中山間地域における生活基盤の確保等という観点からは、更なる支援策の充実が求められる。

(6) 創業・起業の推進により雇用促進を図る企業組合への支援策の改善・強化

【一部実現】

若者や女性など創業を目指すための店舗借入費や設備導入費などの創業費用等を支援する「地域創業活性化支援事業」（平成 30 年度予算案 6.3 億円）が新規予算として確保された。

また、現在開会中である第 196 回通常国会に提出された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」において、創業関心者が少ないという課題解消に向けて、市町村が策定する「創業支援事業計画」の対象に、創業の普及啓発が追加されることとなっている。

しかしながら、企業組合への支援策の強化について、特段の措置は講じられていない。

(7) 高度化融資制度の利用拡大【未実現】

現在までに、生産性向上に資する共同施設等のリニューアルや小規模企業の高度化融資活用における国単独融資での高度化融資制度は実現していない。

(8) 中小企業組合士の積極的な活用【未実現】

中小企業組合士はに対する今後必要な支援のあり方等を検討する研究会を平成 28 年度に立ち上げた。組合士向けの組合運営の課題への対応に向け、実態調査及びヒアリング調査を行ったが、その調査結果をもとに、本年も引き続き、組合士支援のあり方（①組合士の認知度を上げるための PR の強化、②組合士の積極的な活用と紹介、③組合士活動に対する人的・資金的支援の拡充、④組合士に対する研修）について研究を重ねており、報告書としてとりまとめる予定となっている。

(9) 中央会に対する予算措置の拡充・強化【一部実現】

全国中央会では、平成 29 年 11 月 25 日、大村会長は全国商店街振興組合連合会とともに全国知事会古尾谷光男事務総長らと面談し、第 69 回中小企業団体全国大会の決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、中小企業組合等の連携組織を通じた中小企業振興が、地域経済の活性化等に効率的・効果的であることに鑑み、組合及び中央会等に対する予算等の一層の拡充を申し入れた。平成 30 年度においては、大阪府中央会以外のおおよそ必要な予算が確保されることになったが、平成 31 年度以降の予算措置については、不透明な状況にある。

なお、平成 30 年度中小企業連携組織対策推進事業費補助金については、前年度から約 1,200 万円減額の 6.6 億円となっている。

(10) 中央会指導員等の人材育成の強化【未実現】

平成 30 年度、適時、適切な支援・提言等を行っていくために必要な最新の経済情勢や経営改善等に関する知識・ノウハウを身につけていくことが支援機関の人材養成の観点から不可欠であることから、組合等の支援経験に合わせた研修や時宜に適したテーマ、さらに担当別の研修を実施するとともに、中央会業務に有効な資格取得（中小企業診断士養成研修等）を勧奨することにより、中央会全体としての支援能力の向上を図っていくこととしているが、中小企業大学校等での新たな予算措置は講じられていない。

Ⅱ. 地域活性化を担う中小企業・小規模事業者に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充

- (1) 深刻化している後継者不足に対応するため、早急かつ円滑な事業承継、事業再生・再編を進められるよう補助金等の拡充を図ること。
- (2) 「小規模事業者持続化補助金」等の拡充・継続に努めること。

2. 官公需対策の強力な推進

- (1) 国等は、「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成するとともに官公需施策の一層の徹底を図ること。
- (2) 国等は、採算性を度外視した価格での落札が行われないよう最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）を即時廃止すること。
- (4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (5) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額を引き上げること。
- (6) きめ細かな官公需相談業務に対応するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど拡充・強化すること。
- (7) 国等は、官公需適格組合制度の周知徹底を強化し、各発注機関において中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。

特に、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。

- (8) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、実効性の高い制度に見直すこと。

3. 海外展開に対する支援の拡充

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小企業・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、ＴＰＰ等の利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を引き続き推進すること。
- (3) 外国人旅行客 4,000 万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を引き続き強力に推進すること。
- (4) ＴＰＰ協定の早期見直しを推進すること。日ＥＵ・ＥＰＡなど広域経済連携協定の発効・合意に向けた取組みを加速させること。
- (5) ＴＰＰ協定等により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。

4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化

- (1) コンパクトシティを国主導で推進するとともに、中心市街地活性化の起爆剤となるプロジェクトに対して、集中的支援を行う仕組みを構築すること。まちづくり社会の機能強化を図るとともに、地域商業の再生のための魅力発掘等に対する強力な支援を行うこと。
また、地方都市においては、空き地や空き店舗の利用を促進するとともに、地域の歴史や文化に十分に配慮した支援を行うこと。
- (2) 賑わいと魅力ある「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
- (3) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
また、大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (4) 平成 27 年度から導入された消費税免税販売制度「一括カウンター」などの効果により、外国人観光客の消費は拡大しているが、中小企業・小規模事業者が単独で免税手続きを行うには事務が煩雑であることに加え、人的・財政的な負担が生じることから、支援措置を講じること。
- (5) 平成 26 年に廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」、「商店街まちづくり事業」に代わる、意欲ある事業者によるハード・ソフト面の取組みに対して補助金制度を創設すること。
- (6) 地域活性化の妨げになるような商店街の空き店舗や遊休施設の積極的な活用を促進するため、これらの施設にかかる固定資産に特別課税措置を講じることができる国家戦略特区を創設すること。
- (7) 起業、創業・第二創業、後継者育成に対する支援策を一層拡充させるとともに、商店街や共同店舗の空き店舗の入居費等に対する助成措置を講じること。
- (8) 大手スーパー・量販店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示などの違反行為に対して実効性のある対応を実施すること。
- (9) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じた品質や取引方法における安全・安心確保を図るルールづくりを行うとともに、個人情報保護法・番号利用法（マイナンバー法）が中小企業の経営負担にならないよう、支援策を講じること。
- (10) 改正割賦販売法の概要や対応措置について、十分な周知を徹底するとともに、中小企業が万全の体制で施行期日を迎えらるよう支援策を講じること。

【経過】

1. 事業承継、事業再生・再編等に対する支援の拡充

(1) 事業承継、事業再生・再編に対する支援の拡充【実現】

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るため、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチングに

ついでにワンストップ支援等、創業希望者と後継者不在事業主等のマッチングを行う「中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業」が確保された（平成 30 年度予算案 69 億円（前年度比プラス 8 億円））。

また、休廃業リスクの高い事業者に対するプッシュ型支援により、経営者の事業承継への取組みを働きかけるとともに、事業承継、M&A を通じた事業引継ぎをきっかけとして、経営革新及び事業転換に取り組む中小企業の設備投資等を支援していく「事業承継・世代交代集中支援事業」が確保された（平成 29 年度補正 50 億円）。

さらに、現在開会中である第 196 回通常国会に提出されたる「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」において、再編統合による事業承継を後押しするため、「経営力向上計画」の対象に、M&A 等による再編統合を新たに追加（中小企業等経営強化法の改正）されるとともに、親族外承継の増加に対応するため、代表者に就任した者に加え、代表者に未就任の後継予定の者も金融支援の対象に追加されることとなる。

（２）小規模事業者持続化補助金等の拡充・継続【実現】

平成 29 年度補正予算において、小規模事業者持続化補助金（100 億円）が確保されるとともに、補助対象者に企業組合及び協業組合が今回より追加される予定となっている。

2. 官公需対策の強力な推進

（１）中小企業向け契約金額の達成に向けた取組み強化【未実現】

国等は、平成 28 年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額を約 3 兆 8,791 億円、目標比率を 55.1% としていたが、契約実績は約 3 兆 8,565 億円、契約比率が 51.8% で目標達成には至っていない。

（２）最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な活用【一部実現】

国等は、過度な低価格入札があった場合、国等は会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられ、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を活用することとしているが、最低制限価格制度を導入するには至っていない。

（３）競り下げ方式の即時廃止【一部実現】

競り下げ方式（リバースオークション）については、国等における導入実績が確認できていないが、各地方公共団体においては競り下げが試行的に継続実施されている。

（４）分離・分割発注の推進【未実現】

分離・分割発注については、「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努めることについて、実効ある結果が示されていない。

(5) 少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ【未実現】

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の場合、原則は一般競争入札であり、随意契約は例外という扱いになっている。

また、適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも現行の2倍以上(例えば、工事又は製造であれば、国等は250万円から500万円へ)、大幅に引き上げるよう法制度の見直しを図るよう要望しているが、この改善のためには、会計法令等の改正が必要であるため、実現には至っていない。

(6) 「官公需総合相談センター」への財政支援の拡充【未実現】

平成29年1月～12月にあった官公需総合相談センターへの相談実績は、総相談件数3,780件(相談者数延べ3,708名)となっている。既存体制の整備や更なる機能充実を図り、きめ細かな相談業務に対応していくためには、十分な予算措置を講じる必要があるにもかかわらず実現には至っていない。

(7) 官公需適格組合の受注機会の増大【未実現】

国等は、平成28年度における国等の契約のうち、官公需実績総額は約3兆8,565億円、そのうち官公需適格組合との契約実績は約185億円と5%も満たしていない実績から鑑みると、中小・小規模事業者による地域の専業者集団である官公需適格組合に対して優先的に発注されているとは言い難い。

また、官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需における政府一体の取組みとして、毎年、中小企業庁が経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の基本方針に準じた取組みについての要請文を発出しているが、官公需制度及び官公需適格組合に関する周知については「中小企業者のための官公需施策と官公需受注成功事例(平成25年2月)」以降発出されていない。

(2) 組合員企業からの監理技術者の在籍出向の積極かつ実効ある運用【一部実現】

「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ向上的な雇用関係の取扱い等について(試行)」が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方整備局等建設業担当部長及び都道府県主管部局長宛に通知され、平成28年6月1日から適用されることとなり、平成29年1月末現在で静岡県にある4組合がこの適用を受けている。平成29年12月には、中小企業庁から工事の証明を取得している官公需適格組合に対して本制度に関する調査を実施していることから今後も動向を注視する必要がある。

3. 海外展開に対する支援の拡充

(1) 海外市場への販路開拓支援の拡充【実現】

平成30年度当初予算案において「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」として、20.4億円、「ふるさと名物応援事業」として16.0億円が計上された。中小企業の海外展開意欲は高く、これを支援する「新輸出大国コンソーシアム」の登録支援機関が1,103件(平成29年10月31日時点)、支援件数も6,428件(平成29年11月2日時点)となり、支援体制が徐々に拡充している。また、新TPP(CPTPP)

や日EU・EPAの発効を見据え、平成29年度補正予算において「グローバル企業展開・イノベーション促進事業」40.1億円が計上された。

全国中央会では、「平成30年度中小企業活路開拓調査・実現化事業」において、F/Sや展示会開催事業等について中小企業組合を中心に資金面でのサポートを行う。

(2) 人材育成への支援継続・強化【実現】

平成30年度当初予算として、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」28.5億円が計上された。自社だけでは即戦力となる人材が確保できない場合も想定されることから、「新輸出大国コンソーシアム」が窓口となって、専門家や参加する支援機関が課題を迅速に解決できる体制を整備している。

(3) 外国人旅行客誘致に向けた施策の推進【実現】

政府は2020年度の4,000万人目標達成に向けて、平成29年度経済産業省補正予算に「インバウンド型クールジャパン推進事業」（58.5億円）、平成30年度当初予算案として、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」（36.6億円）が計上された。観光庁では、訪日プロポーシヨンの抜本改革と観光産業の基幹産業化・楽しい国日本の実現に向けた観光資源の開拓・魅力向上等を目的として平成30年度予算案として約39億円計上された。

民泊については、平成30年6月に住宅に旅行者を有料で泊める民泊を解禁するための住宅宿泊事業法案（民泊新法）が施行される見込みとなっている。

(4) TPPの早期見直しと広域経済連携協定等の加速化【一部実現】

米国が離脱した新TPP（CPTPP）は、平成30年3月に11カ国で署名が行われる見込みとなった。日EU・EPA（経済連携協定）については、平成29年12月に交渉が妥結し、早期の署名・発効に向けた作業が進められている。RCEP（東アジア地域包括経済連携）については、首脳・閣僚級の会合が継続的に開催されており、平成30年には交渉妥結に向けた一層の努力をする旨が表明されている。

(5) 農林水産畜産等国内産業に対する支援の強化【一部実現】

「総合的なTPP関連政策大綱」を実現させるための国内関連法案の中に農林水産畜産産業振興を図る法律も含まれているが、TPP発効が条件となっているため、現段階において施行されていない。一方、TPPの発効の有無にかかわらず、農林水産業の輸出力強化戦略は進められており、平成28年5月に農林水産業・地域の活力創造本部が取りまとめた「農林水産業の輸出力強化戦略」の着実な実施に向け、平成30年度に57.7億円が予算措置された。ここでは、農林水産物・食品の輸出額を平成28年の7,502億円から平成31年には1兆円に拡大する政策目標が掲げられている。

4. まちづくりの推進・商業集積に対する支援の拡充、商取引の適正化

(1) コンパクトシティの実現に向けた支援の強化【実現】

平成30年度当初予算案及び平成29年度補正予算において、「地域・まちなか商業活性化支援事業」（16.3億円）が計上され、商店街の類型に応じた全国のモデルとなる新たな取り組みや、コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域（中心市街地）における、波及効果の高い複合商業施設等の整備を支援するとしている。

また、国土交通省ではコンパクト・プラス・ネットワークの推進として、都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティの推進を行うこととしている。

具体的には、子育て世代や高齢者が安心できる生活環境、持続可能な地域経済圏の実現、まちの賑わいを創出するため、都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティを推進するとして、①効果的な立地適正化計画を策定する地方公共団体への支援の強化、②生活に必要な都市機能等を誘導するための民間事業者等に対する支援の推進、③地方都市の再生やまちの賑わいの創出等を図る取組に対する支援の推進、④ICT等を活用した都市のスマート化に向けた実証的な取組の推進、⑤「小さな拠点」形成のための既存施設を活用した生活機能等の再編・集約への支援を行うこととしている。

一方、空き店舗対策としては、空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、関係省庁による総合的な支援と同時に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空き家兼店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指すこととしている。

(2) 魅力ある「まちづくり」の推進【未実現】

現時点で見直しの動きは見られない。

(3) 郊外開発行為に対するガイドライン策定及び指導の実行【未実現】

現時点で見直し及びガイドライン策定の動きは見られない。

(4) 外国人誘致施策の支援の強化【未実現】

特段の支援措置は講じられなかった。

(5) 商店街の活性化に対するハード・ソフト支援措置の拡充【一部実現】

新たな補助金制度は創設されなかったが、インバウンド型クールジャパン推進事業として、地域文化資源を活用した商店街等の取組やキッズウィーク等によるインバウンド観光消費の増進、クリエイターを中心としたコンテンツ海外展開支援を行うため、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算案において58.5億円が計上された。

(6) 地域商店街と行政が一体となった革新的な取組み支援の強化【一部実現】

地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等のため、国では中心市街地の活性化に関する法律等を活用するとしており、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進し、関係府省庁の連携を強化、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、複合的な機能（商業、文化、教育、医療、福祉、居住等）の整備支援の充実を図ることとしている。

また、空き店舗等活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方公共団体が計画を策定し定められた地域においては、地域が一体となって進める商店街活性化の取組みに対して、地方創生推進交付金を通じた重点支援や、空き店舗を活用した施設整備補助等、地方再生コンパクトシティ（仮称）、商店街における子育てしやすい環境の整備など関係省庁による総合的な支援と同時に、計画達成に向けた利活用に協力が得られない居住実態のない空き家兼空き店舗等にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる仕組みの構築を目指すこととしている。

(7) 商店街や共同店舗における起業・創業・第二創業、後継者育成支援措置の拡充

【一部実現】

国では、事業の新陳代謝が少ない地方においては、既存企業が事業承継を契機に新たな事業分野に挑戦する「第二創業」を含む、後継者による新たな取組みの促進を図ることも課題であるため、各地域の特性を踏まえながら、地域に根付いた事業の創業や後継者による新たな取組（第二創業等）を支援するとしている。そのため、産業競争力強化法に基づき、市区町村が作成する「創業支援事業計画」を国が認定し、地域における創業支援体制の整備を進めることとしている。

また、ベンチャー企業や大企業等とのビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、事業承継を契機として経営革新を行う後継者や既存企業の事業転換を行う第二創業者に対する支援、クラウドファンディングなどの手法を用いた小口投資・寄附等（ふるさと投資）のより一層の活用、地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）等を通じ、各種創業を支援することとしている。

創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図り、併せて、起業家やイノベーション企業等が新たな技術やビジネスモデルを用いたベンチャーを生み出し、それが優れた人材・技術・資金を呼び込み発展を続けるベンチャー・エコシステムの形成を目指すこととしている。

(8) 優越的地位の濫用行為、不当廉売等の違反行為への実効性ある対応【一部実現】

公正取引委員会は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（流通・取引慣行ガイドライン）制定から約25年が経過し、メーカーと流通業者との相対的な力関係が変化したり、Eコマースが発展・拡大したりするなど、わが国における流通・取引慣行の実態は大きく変化していることを受け、有識者による研究会で見直しを行い、平成28年12月に報告書を取りまとめた。その後、分かりやすく、汎用性のある事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指すとして、平成29年6月に「流通・取引慣行ガイドライン」が改正された。

改正流通・取引慣行ガイドラインを十分に周知し、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てるとともに、引き続き、独占禁止法を適正に運用していくこととしている。

(9) インターネット販売、個人情報保護法・マイナンバー法支援強化【一部実現】

流通・取引慣行ガイドラインが改正され、オンライン取引に関連する垂直的制限行為について明記がされた。明記された内容は、①インターネットを利用した取引は、事業者にとっても顧客にとっても有用な手段、②インターネットを利用した取引が実店舗における取引かで基本的な考え方を異にするものではない、③プラットフォーム事業者による垂直的制限行為についても、ネットワーク効果を踏まえた市場における地位等も含まれる旨が明記されている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、地域の活性化や消費拡大に向けてマイナンバーカードの活用による地域経済応援ポイントの導入等を促進することとされている。

なお、中小企業・小規模事業者への周知・浸透のための具体的対策は現段階では行われていない。

(10) 改正割賦販売法の十分な周知徹底等の支援強化【未実現】

特段の支援策は講じられていない。

Ⅲ. 震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

【要望事項】

1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じるとともに、被災した組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための復旧・復興補助事業等に万全の措置を講じること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び認定や交付決定に要する期間の短縮を行うこと。また、事業再開後の継続的な支援と補助事業の実施に必要な支援を強化すること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 地域の雇用を確保するため、経営難や後継者難に陥った中小企業・小規模事業者等の事業承継を促進し、従業員の生活についても、安心して働くことができるよう労働環境整備に係る支援を強化すること。
- (5) 復旧・復興工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 観光分野においては、交通寸断及び風評被害の影響等により、観光客及びインバウンドの減少等、観光業は依然厳しい状況にあるため、宿泊を促進する起爆剤となるあらゆる支援策を講じること。
- (7) 全国各地で発生する恐れがある豪雨や暴風雨による甚大な被害に対して、1日でも早い激甚災害の適用を措置するとともに、復旧・復興を力強く後押しするための支援策を講じること。
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の特例措置を講じること。

2. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 避難指示区域の生活環境整備の加速化を図ること。
- (2) 今後の復興・創生に当たっては、国の総力を挙げたスピード感ある対応と継続的な支援措置を講じること。
- (3) 国は、消費者等に福島県産品のモニタリング検査の実施状況等、放射能に関する正しい知識のより一層の普及に積極的に関わり、安全性、観光地の安全情報など適切な情報発信、周知・広報を行うこと。
- (4) 除染の着実な実行、中間貯蔵施設の整備と搬入の加速化、汚染水対策の徹底、確実な廃炉を実施すること。
- (5) 被災中小企業・小規模事業者の事業再建等の自立に向け、現場のニーズを踏まえた営業損害賠償を継続すること。

3. 地域の防災・減災対策の強化

- (1) 国土強靱化アクションプラン 2017 を着実に推進するとともに、地域計画の策定及び実施が進むよう支援を拡充させること。また、安全なまちづくりに向けて、南海トラ

フ地震、首都直下型地震などに備える防災・減災対策を推進すること。

(2) 多様な輸送手段や地域に応じた輸送体制の確立を推進するとともに、広域連携体制を築くなど、災害に強い物流システムを構築すること。

(3) 震災時だけでなく新型インフルエンザや風水害等の災害時、取引先の倒産や事業停止などにおける事業活動の継続が図れるよう、中小企業や組合及び組合間が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置を積極的に推進すること。

【経過】

1. 熊本地震、鳥取県中部地震、東日本大震災、豪雨災害に対する復旧・復興の更なる推進

(1) 十分かつ柔軟な財政措置【一部実現】

復興のステージの進展に応じて生じる課題に的確に対応しつつ、「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組みを強力に推進するため、東日本大震災復興特別会計において、平成30年度予算案1兆6,357億円が計上された。

また、平成29年度までに、熊本地震関連予算として一般会計で総額7,248億円を計上したが、平成30年度についても、復旧・復興の更なる加速化を図るため、①被災者の救済、生活支援、②産業復興支援、③社会・産業インフラの機能回復、④その他、の4区分で総額1,226億円が計上された。熊本地震からの復旧・復興を図るための必要な取組みを躊躇なく行うための財源として、財政調整用4基金を活用したことにより、平成30年度予算案に係る財政調整用4基金残高については、80億円台を確保している。

(2) 中小企業等グループ補助金の継続【一部実現】

中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設復旧等を支援するグループ補助金については、平成30年度予算案において東日本大震災被災地向け中小企業等グループ補助金が149.6億円、平成29年度補正予算として熊本地震被災地向け中小企業等グループ補助金が46.9億円計上された。

これにより、地域の商業機能回復のニーズに応えるため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用の補助など、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓を見据えた新たな取組みの実施支援も講じられる。

(3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続【実現】

政策金融として、東日本大震災により被害を受けた中小・小規模事業者に対して資金繰りの支援及び早期の事業・経営の再建を図るため、日本政策金融公庫が「東日本大震災復興特別貸付」等の低利融資を実施するために必要な財政措置を行うとし、平成30年度予算において72億円が計上され、東日本大震災被災地向けの資金繰り支援が引き続き実施される。

また、二重債務問題を抱える被災事業者に対し、引き続き円滑な支援実施に取り組む、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の財務基盤を強化するため、100億円を追加出資する予算措置が行われる。

信用保証としては、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月の大雨により経営の安定に支障が生じている中小・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、信用保証協会が通常の限度額とは別枠で 100%保証するセーフティネット保証 4 号が指定されている。

(4) 雇用確保をはじめとする労働環境整備【実現】

平成 30 年予算案においては、後継者問題を抱える中小・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るため、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチングについてのワンストップ支援等を行う、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業が 68.8 億円計上された。

また、平成 29 年補正予算において、休廃業リスクの高い事業者に対するプッシュ型の支援により、経営者に事業承継への取組みを働きかけるとともに、事業承継等を通じた事業引継ぎをきっかけとして、経営革新や事業転換に取り組む中小企業の設備投資を支援する事業承継・世代交代集中支援事業が 50 億円計上された。

(5) 復旧・復興工事における中小企業組合への配慮【未実現】

復旧・復興工事についての加速化が進められているところであるが、発注に当たっての特段の支援措置はなされていない。

(6) 観光分野に関する支援策の拡充【実現】

平成 30 年度予算案においては、地域の発案に基づくインバウンドを呼び込む取組みや、海外への観光魅力の発信強化、教育旅行の再生を含むとともに、福島県の震災復興に資する国内観光関連事業への支援として 46 億円が計上された。また、民間の新たな試みとも連携しつつ、被災地の交流人口拡大につながるビジネスモデルを創出することとしている。

(7) 豪雨等による災害に対する激甚災害指定措置の迅速化【実現】

災害からの復興に際し、迅速な激甚災害の指定が求められている中、台風第 18 号による京都府与謝郡伊根町及び大分県津久見市を対象とした「平成 29 年 9 月 15 日から同月 19 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」が激甚災害として指定され、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が平成 29 年 10 月 20 日に閣議決定し、平成 29 年 10 月 25 日に公布・施行された。

また、台風第 21 号による新潟県及び三重県及び近畿地方を対象とした「平成 29 年 10 月 21 日から同月 23 日までの間の暴風雨による災害」についても激甚災害として指定され、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が平成 29 年 11 月 21 日に閣議決定し、平成 29 年 11 月 27 日に公布・施行された。

(8) 被災事業者の負担軽減を図る税制の特例措置【実現】

中小・小規模事業者の負担を少しでも軽減するため、平成 30 年度税制改正において、被災代替資産等の特別償却や災害時における事業承継税制の雇用要件の緩和等(※恒久措置)が講じられた。

2. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

(1) 避難地域の生活環境整備の加速化【実現】

平成 29 年 5 月 19 日に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、「福島復興再生基本方針」が平成 29 年 6 月 30 日に閣議決定されている。改定が行われた基本方針においては、避難解除等区域の復興・再生、特定復興再生拠点区域復興再生計画、安心して暮らすことのできる生活環境の実現、原子力災害からの産業の復興・再生、新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化、関連する復興施策との連携、その他福島の復興・再生に関し、それぞれの取組みの概要が示されている。中でも、特定復興再生拠点区域復興再生計画については、平成 29 年 5 月の法改正に伴う取組み内容となっており、具体的には、帰還困難区域における復興拠点の整備に取り組むとし、地方自治体等に対して 690 億円の予算措置が行われている。

平成 30 年度予算案においては、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援することによって、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用していくため、福島再生加速化交付金が 828 億円計上された。

また、原子力災害による被災 12 市町村を対象に、避難解除区域への帰還を促進するための取組み、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施するため、福島生活環境整備・帰還再生加速事業として 150 億円が計上されている。さらに、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図るため、被災者支援総合交付金が 190 億円計上されている。

（２）復興進度の違いに応じた幅広い支援強化【実現】

平成28年度から平成32年度までの後半5年間については、復興支援が被災地の自立につながるものとし、地方創生のモデルとなることを目指すため、「復興・創生期間」と位置付けられているが、折り返しの3年目を迎えるに当たっては、復興のステージの進展に応じて生じる課題における継続的な支援とともに、復興・創生に役立つ様々な施策の効果的な実施が求められている。

「福島イノベーション・コースト構想」の推進については、平成30年度福島イノベーション・コースト構想関連事業予算として、135億円が計上され、ロボット研究の国際産学連携拠点の整備、プロジェクト創出に関する支援が行われる。平成30年度福島県総合計画「11の重点プロジェクト」については、6,820億円（705事業）が計上され、避難地域等復興加速化プロジェクト（670億円（63事業））において、世界のモデルとなる復興・再生を目指すとして、福島イノベーション・コースト構想の推進を図ることとしている。

さらに中小企業等復興プロジェクトとして933億円（42事業）、新産業プロジェクトとして401億円（27事業）等が引き続き実施される。

また、被災地企業の新商品開発等を通じ、産業復興を実現する目的から、必要な資金を調達する新たな手法の定着を図る取組みを支援するための被災地企業の資金調達等支援事業として1億円の予算措置が行われ、「生業の再生」に向けたきめ細かなソフト支援に引き続き注力するとともに、避難地域の復興・再生の加速化が期待されている。

(3) 適切な情報提供による風評払拭・風化防止対策の継続【実現】

福島県における原子力災害の影響により、今なお残る科学的根拠に基づかない風評の払拭に向け、復興庁は平成 29 年 12 月 12 日に関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定している。強化戦略においては、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来ってもらう」という視点から、「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について、シンプルかつ重要な事項順に明示し、広く国民一般に対して情報発信する必要があるとし、より具体的な情報発信の方法等を検討し、政府一体となって風評払拭に取り組むとともに、より効果的な施策を実施する目的から、平成 30 年度予算において、放射線リスクに関する情報発信として 3 億円が計上された。

また、平成 30 年度福島県総合計画「11 の重点プロジェクト」において、風評・風化対策プロジェクトとして 187 億円（65 事業）が予算計上された。

(4) 除染の着実な実行、廃炉・汚染水対策の実施【実現】

福島県内における除染事業の進捗状況は、平成 29 年 11 月末時点において、住宅・公共施設の除染が終了し、道路が 96.7%、農地等は 99.9%、森林は 99.1%となっており、着実に除染が進んでいる。今後も森林等全ての対象施設の除染終了に向けて、継続した支援が必要とされる。福島県では、平成 30 年度予算において、端末輸送等に係る経費及び除染対策基金への積立として、1,640 億円を計上した。

また、福島県における放射性物質により汚染された土壌等を安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備に関して、平成 30 年度予算案として 2,799 億円が計上された。さらに、放射性汚染廃棄物の処理・除去に関する支援策として 1,455 億円、土壌等の搬出等を着実に推進するため、地方公共団体が行う除去土壌等の適正管理・搬出に関する支援策として 1,212 億円が計上された。

廃炉・汚染水対策については、平成 29 年度補正予算において、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発を支援するため、176 億円が計上された。

(5) 原発事故からの復興に向けた営業損害の継続【一部実現】

原発事故による賠償については、平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づく「損害がある限りは賠償を行う」という考え方のもと、平成 27 年 6 月 12 日に閣議決定された『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』を踏まえた賠償において、原発事故に伴う商工業者への営業損害賠償手続が順次行われているところである。

3. 地域の防災・減災対策の強化

(1) 国土強靱化計画の推進【実現】

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体等を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定については、平成 30 年 2 月 1 日現在において、45 都道府県が計

画策定済み、2県が計画策定中（予定含む）となっており、全47都道府県が国土強靱化地域計画の策定に向けた取組みを行っている。国土強靱化関係に係る予算措置としては、地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び取組みの推進に対し、平成30年度予算1兆3,918億円が計上された。

さらに、国土強靱化の観点から重点化すべき15のプログラム及び横断的分野の推進のための予算として3兆7,619億円が計上されている。

また、切迫する大規模地震等に備え、想定される具体的な被害特性に合わせた実効性のある対策を総合的に推進するため、平成30年度予算1,621億円が計上された。

（２）地域で備える災害に負けない物流システムの構築支援の推進【実現】

災害の発生に備え、交通ネットワークの多重性・代替性の確保に向けた未整備区間による断絶の整備の推進、鉄道施設の耐震対策、航路標識の耐震・対波浪補強等を行うことが重要であり、これらの経費として平成30年度予算案において、4,252億円が計上された。

（３）事業継続計画（BCP）の策定の促進等【一部実現】

地域経済を支える中小・小規模事業者によるBCP策定のため、各自治体における支援や助成が講じられているとともに、このたび、平成29年度補正予算において、「中小企業BCP策定支援事業」（7億円）が計上され、中小企業における自然災害等の緊急事態に遭遇した場合に備えた事業継続計画の策定や、平時に行うべき活動、緊急非常時における事業継続のための取組み（サプライチェーンや業務体制の見直し、資金調達計画の立案、重要商品の検討等）を実施する場合に、専門家の派遣を行い、災害対応力の強化を支援するとしている。

IV. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、原材料・エネルギーや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを強化し、中小企業の円滑な再生への取組みを継続すること。
- (4) 商工中金の組合組織金融としての役割及びセーフティネット機能が一層発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (5) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (6) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。
- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図ること。既存融資については、条件変更等に柔軟に対応するほか、商店街組合の参加率にかかる条件緩和などの制度拡充を行うこと。新規融資については、借換えや防災資金等に対する新たな制度や、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度等を創設すること。
なお、個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。
- (10) 中小企業・小規模事業者の事業承継を円滑に支援するため、十分な金融支援策を講じること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守を促すこと。

- (2) 中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すため、経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化すること。
- (3) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (4) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。

【経過】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の各種金融支援策を拡充・継続、人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援等の万全の措置【実現】

平成 29 年 12 月 22 日に、平成 30 年度予算案が閣議決定され、経済産業省関係予算として 1,110 億円の中小企業対策費が計上された。被災地向けの資金繰り支援や事業再生支援は、補正予算と合わせて 278 億円が計上された。中小企業・小規模事業者の抜本的な生産性向上については、平成 29 年度補正予算と合わせて 1,676 億円が計上された。

(参考：主な予算措置)

H30 当初：地域中核企業・中小企業等連携支援事業	162 億円
H29 補正：ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業	1,000 億円
サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金	500 億円

- (2) 信用保証協会の基金補助金確保、セーフティネット保証の最大限活用【実現】

改正中小企業信用保険法の施行日が平成 30 年 4 月に決定した。全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業・小規模事業者を支援するセーフティネット保証(5 号)については、保証割合が原則 80%となるが、新たなセーフティネットとしての危機関連保証の創設、特別小口保険の付保限度額拡充、創業関連保証の付保限度額拡充等が措置されたほか、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営改善・発達支援の強化等の措置が盛り込まれた。

また、平成 30 年度予算案において、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業として 61 億円(前年比+6 億円)が織り込まれた。

- (3) 中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略の継続。自治体の損失補償付制度融資等の求償権放棄の強化【一部実現】

平成 29 年 3 月末時点で、金融機関における中小企業向け貸付条件の変更申込件数に対する実行割合は 95.3%と、法律の期限切れ後も変化はない。また、改正中小企業信用保険法において信用保証協会と金融機関の連携による中小企業の経営改善・発達支援の強化等の措置が盛り込まれるなど、出口戦略は着実に進展している。

自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄については、信用保証協会連合会が存在する同制度融資がある都道府県・市（計 51 自治体）のうち、条例制定済の自治体は半数程度に留まっている。

（４）商工中金の組合組織金融としての役割及びセーフティネット機能維持

【状況の変化により新たに要望を検討】

商工中金の不正融資問題発生に伴い、財政投融资計画における中小企業融資などの予算計上は見送られ、危機対応融資向けの一般会計予算も計上されなかった（但し、商工中金の事業規模に対して僅少な予算額であり、通常融資への影響はない）。なお、経済産業大臣の指示に基づき、再発防止・ガバナンスの徹底強化・危機対応業務の見直し・ビジネスモデルの方向性などを検討する有識者会議が設置され、平成 30 年 1 月に提言案が取りまとめられた。

（提言案の骨子）

- 個人保証・担保に依存しない事業性評価、事業承継を含めた課題解決型提案、困難な状況に直面するも地域にとってかけがえのない中小企業の抜本的な事業再生といった、中小企業にとって付加価値の高い分野に重点化し、今後 4 年間全面注力すること。
- 中小企業にとっては、経営上の課題に直面して困難な時こそ、これまで以上に、有益な知恵と併せた活きた資金の提供など、単なる融資にとどまらない支援を受けることが期待される。商工中金にとっても、こうしたビジネスモデルにより他の金融機関と差別化していくことにより、持続的な経営を成り立たせ、継続的に安定して中小企業の支援を実施していくことが可能となる。
- 危機対応業務は、発動を真の危機時に限定するなど抜本的に見直すこと。
- 第三者委員会の設置など、商工中金のガバナンスを強化すること。
- 4 年後に中小企業にとって付加価値の高い分野の業務をビジネスモデルとして確立できたかどうかを徹底検証し、危機時の対応の検証・検討も踏まえた上で、完全民営化の実行への移行を判断すること。

地域の中小企業は、生産性向上や事業承継・事業再生などの課題に直面していることから、商工中金には、今回の不正事案についてはしっかりと反省をした上で、提言の内容も踏まえ、真に中小企業にとって必要な支援を行う金融機関として立ち直ることを要望していく。

（５）日本政策金融公庫の公的金融機関としての十分な措置【実現】

平成 30 年度予算案において、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について財政措置を行うことで、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りの円滑化を図る措置が、前年比増額で織り込まれた。

（６）信用組合の地域金融機能堅持【実現】

平成 29 年度税制改正案において、協同組合等が保有する連合会等への普通出資に係る配当について、100 分の 50 が益金不算入になるなど、経営体質強化を支援する措置が織り込まれた。

ゆうちょ銀行については、平成 28 年 4 月に預入限度額が 25 年振りに引き上げられたほか、平成 29 年 6 月には口座保有者向けの無担保融資等が認可される等徐々に業務範囲が拡大されている。

(7) 高度化融資制度活用拡大【未実現】

中小企業基盤整備機構自らが卸商業団地及び都道府県等に融資する形での高度化融資制度等は実現していない。

(8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層拡充【一部実現】

平成 30 年度予算案において、前年度同額の 42.5 億円が計上された。

(9) 中小企業倒産防止共済金の見直し【未実現】

貸付時に共済金額の 10 分の 1 を控除する制度の見直し等には至っていない。

(10) 事業承継を円滑に支援するための十分な金融支援策【実現】

平成 30 年度税制改正大綱において、事業承継税制の抜本的な拡充が措置されたほか、改正中小企業信用保険法において保証対象が拡充されるなど、各種支援策が講じられた。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

(1) 「経営者保証に関するガイドライン」遵守の促進【実現】

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合は増加基調で推移。

	平成 27 年度		平成 28 年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
政府系	24%	32%	32%	50%	+8%	+18%
民間	12%	—	14%	—	+2%	—

平成 30 年度予算案において、「よろず支援拠点」を活用し、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行うとともに、高度な課題に対応する専門家の派遣や、経営者保証ガイドライン等の周知・普及を行うための「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」が前年と同水準で織り込まれた。

(2) 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化【実現】

平成 29 年 6 月 1 日に中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会において取りまとめられた「中小企業支援機関の能力向上・役割分担の明確化・連携強化」等の在り方にかかる中間整理において、よろず支援拠点が核となり経営革新等支援機関が連携を促進することが重要であることが明記された。今後、より効率的で効果的な体制の整備が進められる見通しとなっている。

(3) 信用保証協会の中小企業支援機関との連携強化等【一部実現】

平成 28 年 12 月に、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループで示された方向性では、保証協会におけるシステム・事務手続の簡素化等の業務の効率化を進めることの重要性が示された。平成 30 年 4 月に改正中小企業信用保険法が施行されることも踏まえ、審査の一層の弾力化・事務の簡略化・各種保証制度の P R の拡充等について、今後の重要な取組みとして引き続き要望していく。

（４）地域金融機関「目利き能力」の向上と地域密着型金融への積極的な取組み【実現】

平成 28 年 9 月に金融庁は「金融仲介機能のベンチマークについて」を公表した。金融機関が、取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取り組むことによりそのニーズや課題に適切に応えていくことを目的としており、今後のよりきめ細かい対応が期待できる。

事業性を評価する代表的なツールである「ローカルベンチマーク」については、全国中央会も活用戦略会議に委員として参画しており、今後一層の活用が見込まれている。

2. 中小企業・組合税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

- (1) 中小企業等経営強化法による固定資産税の特例措置の拡充及び恒久化を図ること。
- (2) 中小企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制について、業種による賃金格差も考慮したうえで、税額控除の大幅な引上げを行うこと。
- (3) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行 800 万円以下）を撤廃すること。
- (4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (5) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価償却制度の簡素化を図ること。
- (6) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (7) 地球温暖化対策税の用途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入を行わないこと。
- (8) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (9) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。また、欠損金の繰戻還付制度の適用期限を延長すること。
- (10) 個人事業税の事業主控除額（290 万円）の引上げと、65 万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (11) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (12) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (13) 創業後 5 年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充するとともに、エンジェル税制を拡充するなどベンチャー企業への投資促進税制の強化を図ること。
- (14) 印紙税を早急に廃止すること。
- (15) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (16) ガソリン税の特例税率は廃止すること。
- (17) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の 5 年から 3 年に短縮すること。
- (18) 指定寄附金の範囲及び損金算入限度額をさらに拡大すること。
- (19) 車体課税は、抜本的に整理し軽減すること。
- (20) 中小法人の及び協同組合の交際費について、事業活動に関する費用は全額損金算入とし、恒久化すること。
- (21) 省エネルギー・再生エネルギーへの投資促進のための大規模な税制措置を講じること。
- (22) 中小企業が海外展開するため、受取配当金を全額益金不算入とし、海外展開に必要な

な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。

- (23) 中小企業・小規模事業者及び組合が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300 万円を限度として全額損金算入できる制度を恒久化するとともに、損金算入限度額の上限を拡大すること。
- (24) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- (25) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (26) 雇用の受け皿となる成長企業を支援、地域の雇用創出につながる雇用促進税制の適用期限を延長すること。
- (27) 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を延長するとともに、雇用要件を緩和すること。

2. 事業承継税制の拡充

- (1) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、抜本的に見直すこと。
- (2) 事業承継税制について、雇用要件の更なる緩和、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の 80%から 100%への引上げ、生前贈与を促す措置など事業承継税制の大幅な拡充を図ること。また、親族外への事業承継の優遇措置の創設や支援体制の強化など、幅広く中小企業の事業承継について必要な措置を講じること。
- (3) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）を導入しないこと。
- (2) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。
- (3) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。
- (4) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続きの一層の簡素化を図ること。
- (5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税は早期に解消すること。
- (6) 消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1 カ月の申告期限の延長措置」を講じるとともに、法人税及び消費税の納税期間を 3 カ月に延長すること。また、消費税の中間申告の回数については事業者の任意選択を認めること。
- (7) 中小事業者の消費税の事業者免税点を引上げ、簡易課税制度の適用事業者の範囲を拡大すること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。
- (2) 商業地等の宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。
- (3) 輸入原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益に繋がらないよう十分に配慮すること。

- (4) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得又は建築をした際の、所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置を延長すること。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用所得金額（現行 800 万円以下）を撤廃すること。
- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) 企業組合において設立後 5 年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (9) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を寄附金控除対象とすること。
- (10) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。
- (11) 共済事業を行う中小企業組合の異常危険準備金を損金算入の対象とすること。
- (12) 公共・公益性のある共同施設への減税措置を図ること。

6. 納税環境整備等その他

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金 1 億円以下から 3 億円以下へと拡大すること。

【経 過】

<税制改正>

平成 29 年 12 月 22 日に「平成 30 年度税制改正の大綱」が閣議決定され、主に以下の改正を行うものとされた。

I 個人所得課税

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

2. 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ① 給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないように措置を講ずる。
- ② 公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ③ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が通減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

II 個人所得課税

1. 事業承継税制の拡充

10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2／3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80％から100％）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

2. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

3. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

4. 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

III 法人課税

1. 賃上げ・生産性向上のための税制

- ① 所得拡大促進税制を改組し、イ．平均給与等支給額が対前年度比3％以上増加、ロ．国内設備投資額が減価償却費の総額の90％以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5％以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。
- ② 情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、「革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法」（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。
- ③ 租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、イ．平均給与等支給額が前年度を超えること、ロ．

国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

2. 事業再編の環境整備

産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

3. 地方拠点強化税制の見直し

地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

IV 消費課税

1. 国際観光旅客税（仮称）の創設

平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律（1,000円）の負担を求める国際観光旅客税（仮称）を創設する。

2. 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ① 一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。
- ② 現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続を電子化する。

3. たばこ税の見直し

- ① 国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引き上げる。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。
- ② 加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

4. 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。

5. 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げる。

V 国際課税

恒久的施設関連規定の見直し

日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

VI 納税環境整備

税務手続の電子化等の推進

- ① 法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- ② 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。
- ③ 複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムを導入する。

VII 関税

1. 暫定税率の適用期限の延長等

平成 29 年度末に適用期限の到来する暫定税率（392 品目）の適用期限を 1 年延長する等の措置を講ずる。

2. 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

無許可輸入罪等について、罰金額を 500 万円以下から 1,000 万円以下（貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円超の場合、価格の 5 倍まで）にする等の引上げを行う。

備 考

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、森林環境税（仮称）（平成 36 年度から年額 1,000 円を課税）及び森林環境譲与税（仮称）（平成 31 年度から譲与）を創設する。

全国大会の決議内容と、上記大綱の対応状況は以下のとおりである。

1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

（1）中小企業等経営強化法による固定資産税の特例措置の拡充及び恒久化【実現】

協同組合への適用や制度の恒久化は実現しなかったものの、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合し、かつ、労働生産性を年平均 3 % 以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画（仮称）に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格にゼロ以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講ずるものとされた。

なお、上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）をもって廃止するものとされた。

（2）中小企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制の強化【実現】

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に

において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の 15%の税額控除ができることとし、一定の要件（①平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が 2.5%以上であること、②教育訓練費の額の前期の教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上であることまたはその中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。）を満たすときは、給与等支給増加額の 25%の税額控除ができることとするものとされた。

（３）中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の引下げ【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

（４）中小企業への外形標準課税の適用拡大反対【実現】

中小企業への適用拡大は行われなかった。

（５）減価償却制度の定額法への統一反対【実現】

法定耐用年数の大幅な縮減や減価償却制度の簡素化はなされなかったものの、定額法への統一は行われなかった。

（６）固定資産税と事業所税の廃止【未実現】

廃止されなかった。

（７）地球温暖化対策税の用途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入反対【未実現】

法人税課としての導入は阻止されたが、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成 31 年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされた。

森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額 1,000 円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成 36 年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(8) 中小企業への留保金課税の拡大反対【実現】

中小企業への適用拡大は行われなかった。

(9) 欠損金の繰越控除の利用制限反対及び欠損金の繰戻還付制度の適用期限の延長【実現】

欠損金の繰越控除の利用制限は行われなかった。また、欠損金の繰戻還付制度は適用期限が2年延長された。

(10) 個人事業税の事業主控除額の引上げ及び青色申告控除の拡充【未実現】

以下の措置を講ずることとされた。

① 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

② 上記①にかかわらず、上記①の取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

(11) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定の見直し【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

(12) 役員給与の全額損金算入【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

(13) 創業時の税制上の負担軽減措置及びベンチャー企業への投資促進税制の強化【実現】

エンジェル税制については、以下の措置を講ずることとされた。

① 地域再生法等の改正を前提に、適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社（平成30年3月31日までに同法の確認を受けたものに限る。）により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものを、当該特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式で同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に発行されるものに見直すととともに、所要の経過措置を講ずる。

② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

③ 適用対象となる株式の範囲から、総合特別区域法に規定する指定会社により発行される株式を除外する。

(14) 印紙税の早急な廃止【未実現】

廃止されなかった。

(15) 軽油引取税の免税措置の恒久化【実現】

適用期限が3年延長された。（ただし、汽力発電装置の助燃の用途又はガスタービン発電装置の動力源の用途、地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源

の用途については廃止。)

(16) **ガソリン税の特例税率廃止【未実現】**

廃止されなかった。

(17) **自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）に係る償却年数の短縮【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(18) **指定寄附金の範囲及び損金算入限度額の更なる拡大【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(19) **車体課税の抜本的見直し及び軽減【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(20) **中小法人の交際費の全額損金算入【実現】**

控除限度額は撤廃されなかったが、適用期限が2年延長された。

(21) **省エネルギー・再生可能エネルギーへの投資促進のための税制措置【実現】**

以下の措置を講ずることとされた。

- ① 青色申告書を提出する法人で特定事業者等であるものが、適用期間内に、高度省エネルギー増進設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。
- ② 青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(22) **海外展開のための受取配当金の全額益金不算入及び費用等の税額控除措置【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(23) **少額減価償却資産の全額損金算入の恒久化及び拡大【実現】**

制度は拡大されなかったが、適用期限が2年延長された。

(24) **各種政策的補助金の益金不算入【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(25) **産業廃棄物税の減免措置【未実現】**

特段の措置は講じられなかった。

(26) **雇用促進税制の適用期限の延長【実現】**

「同意雇用開発促進地域に係る措置」を適用期限の到来をもって廃止し、同税制のうち、「地方事業所基準雇用者数に係る措置」を地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度に改組したうえで適用期限が2年延長された。

- ① 「増加雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）であること」との要件を、「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」とする。
- ② 「給与等支給額が比較給与等支給額以上であること」との要件における比較給与等支給額について、その計算の基礎となる増加雇用者数に応じた給与等支給額に

乗ずる割合を20%（現行：30%）に引き下げる。

- ③ 地方事業所基準雇用者数に係る措置における地方事業所税額控除限度額を次の金額の合計額とする。

イ 30万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、60万円）に、地方事業所基準雇用者数のうち無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額

ロ 20万円（雇用者の増加割合が8%以上（移転型事業にあつては、5%以上）であることとの要件を満たす場合には、50万円）に、新規雇用者総数（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く。）から無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%に達するまでの数と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数を乗じて計算した金額

- ④ 地方事業所特別基準雇用者数に係る措置における地方事業所特別税額控除限度額について、改正後の地域再生法の準地方活力向上地域（仮称）の特定業務施設に係る金額を20万円（原則：30万円）にその特定業務施設に係る地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とする。

(27) 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長等【実現】

基準雇用障害者数が20人以上であつて、重度障害者割合が50%以上であることとの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げた上、その適用期限が2年延長された。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 取引相場のない株式評価方法の抜本的見直し【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

(2) 事業承継税制の大幅な拡充【実現】

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が次のとおり創設されることとなった。

① 特例後継者（仮称）が、特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下1において「贈与等」という。）により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間（仮称）（5年）内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。

③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を都道府

県に提出しなければならない。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければならない。

- ④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。

イ 特例認定承継会社に係る非上場株式の譲渡若しくは合併の対価の額（当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の 50%に相当する額を下限とする。）又は解散の時における特例認定承継会社の非上場株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税額等と譲渡等の前 5 年間に特例後継者及びその同族関係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額（以下「直前配当等の額」という。）との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限とする。）を納付することとし、当該再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額を免除する。

ロ 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をする場合又は特例認定承継会社が合併により消滅する場合（当該譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の 50%に相当する額を下回る場合に限る。）において、下記ハの適用を受けようとするときには、上記イの再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額については、担保の提供を条件に、上記イにかかわらず、その納税を猶予する。

ハ 上記ロの場合において、上記ロの譲渡又は合併後 2 年を経過する日において、譲渡後の特例認定承継会社又は吸収合併存続会社等の事業が継続しており、かつ、これらの会社において特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されているときには、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（合併の対価として交付された吸収合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除く。）を納付することとし、当該再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が上記ロにより納税が猶予されている額を下回る場合には、その差額を免除する。

- ⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において 60 歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。

- ⑥ その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様とする。

（注）上記の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

（3）個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減の特例措置【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

3. 消費税対策の継続・強化

- (1) 複数税率及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の導入反対【未実現】
特段の措置は講じられなかった。
- (2) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁の徹底【実現】
予算措置等を行い、引き続き万全の態勢を整備するものとしてされた。
- (3) 消費税の外税表示の恒久化【未実現】
恒久化にはならなかった。
- (4) 外国人旅行者向け消費税免税制度における、電子情報化等の手続きの簡素化【実現】
以下の措置を講ずることとされた。
 - ① 免税販売手続については、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その購入の事実及び氏名その他の旅券等に記載された情報に係る電磁的記録を、電子情報処理組織を使用して、遅滞なく国税庁長官に提供する方法とする。ただし、国税庁長官に提供した電磁的記録（紙で出力したものを含む。）を当該事業者が保存しない場合には、その販売について、外国人旅行者向け消費税免税制度は適用しない。
 - ② 輸出物品販売場を経営する事業者は、外国人旅行者に対して、免税購入した物品を輸出しなければならないこと等を説明しなければならないこととする。
 - ③ 輸出物品販売場において免税購入した外国人旅行者は、その出国の際、税関長にその所持する旅券等を提示しなければならないこととする。
 - ④ 免税販売手続の電子化に伴い、免税購入された物品等に関する税関職員による調査に係る質問検査権の規定の整備その他所要の措置を講ずる。
- (5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の二重課税の早期解消【未実現】
特段の措置は講じられなかった。
- (6) 申告時期の延長等【未実現】
特段の措置は講じられなかった。
- (7) 事業者免税点の引上げ及び簡易課税制度の適用事業者の範囲の拡大【未実現】
特段の措置は講じられなかった。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗に対する固定資産税・都市計画税の減免【未実現】
特段の措置は講じられなかった。
- (2) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び、地価が下落している場合の固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例の措置【実現】
宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされた。また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとされた。

(3) 関税制度の見直し等【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

(4) 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく不動産の取得等に対する登録免許税の軽減措置の延長【実現】

適用期限が2年延長された。

5. 組合関係税制の強化【未実現】

以下(1)～(12)について、特段の措置は講じられなかった。

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げと恒久化及び適用年間所得の撤廃
- (2) 組合の設備廃棄、設備集約化に対する減免措置
- (3) 企業組合における設立後5年間法人税免除などの税制措置
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税の減免措置
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の一律の軽減税率の適用
- (6) 地震保険料控除制度の対象拡大
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置
- (8) 集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計の承認
- (9) 被災地の組合を支援する組合及び組合員の寄附金控除対象の拡大
- (10) 商品券の未引換分における収益計上時期の規定の見直し
- (11) 共済事業を行う中小企業組合の異常危険準備金の損金算入
- (12) 公共・公益性のある共同施設への減税措置

6. 納税環境整備等その他【未実現】

以下(1)、(2)について、特段の措置は講じられなかった。

- (1) マイナンバー制度の導入に伴うセキュリティ対策への支援措置の強化
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直し

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

1. 技術開発支援の中核となる公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充

2. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業等の知的財産活動に対する支援の拡充

3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

(1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者の電力コスト軽減のために、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇抑制や発電に係るコストの引下げなどを図ること。

(2) 政府は、原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。

4. 省エネ・新エネ支援の拡充

(1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。

(2) 中小企業・小規模事業者等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。

(3) 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネ設備の導入を加速させること。

5. 環境対応への支援の拡充

(1) 国や地方公共団体は、「エコアクション21」及び「J-クレジット制度」等について、より一層の普及促進策を講じるとともに、エコアクション21ガイドライン2017への対応に必要な支援策を講じること。また、税制上の優遇措置や補助金支援などの施策を講じること。

(2) 廃棄物の排出量抑制や適正処理の推進が重要な環境課題となっていることから、中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に推進すること。

(3) 土壌汚染対策における調査・手続き・除去等の措置については、必要最低限のものとなるよう見直しを行い、中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう万全の支援策を講じること。

(4) 化学物質製品製造の中間工程に位置することが多い中小企業に対して、chemSHERPA（ケムシェルパ）の周知普及にさらに努めるとともに、chemSHERPA導入及び活用が中小企業・小規模事業者にとって過度な負担とならないよう支援策を講じること。

(5) HACCPの導入に当たっては、中小企業・小規模事業者が円滑かつ適切に取り組めるよう十分に配慮するとともに、総合的な支援措置を講じること。

【経過】

1. 公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援の拡充【実現】

経済産業省の平成 30 年度産業技術関係における重点政策において、コネクテッド・インダストリーズの実現に向けた革新的技術開発として、A I ・計算科学等を用いた研究開発、基盤整備の加速、ロボット、ドローン、I o T等を活用した社会課題の解決、健康医療分野の活性化、次世代エネルギー・環境技術開発等を推進していくとしている。

次世代人工知能・ロボット中核技術の開発においては、場面や人の行動を理解・予測し適切に行動する賢い知能、これを支える、センサ技術や多様な作業を実現する精密な制御技術など、人工知能・ロボット技術における中核的な技術等について、「生産性」、「健康、医療・介護」、「空間の移動」分野における人工知能の社会実装を目指した産学官の連携による研究開発を行い、人工知能技術とロボット要素技術の融合を目指すほか、中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業では、基盤技術等を有する研究機関が、特定の優れた技術を有する中堅・中小企業等の事業化に向けてその技術を橋渡しすることにより、技術の実用化を促進する。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策と福島をはじめとする被災地の復興については、「被災地企業等再生可能エネルギー技術シーズ開発・事業化支援事業」において、被災地企業の再生可能エネルギー関連技術シーズの開発・技術支援等を行うこととしている。

2. 知的財産の保護と活用支援の強化【実現】

「知的財産推進計画 2017」において、「地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進」が重要課題として位置付けられている。中小企業等の知的財産の権利化・活用に向けた支援を行うため、平成 28 年 9 月に特許庁が策定した「地域知財活性化行動計画」に基づき、知財総合支援窓口とよろず支援拠点の連携による相談体制を強化するとともに、出張面接、巡回特許庁等を充実させていくことが盛り込まれている。

3. 電力の安定かつ安価な供給の実現

(1) 電力等エネルギーコストの軽減等【一部実現】

政府は、再生可能エネルギーに関するエネルギーミックスの実現に向けて、2030 年のエネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの導入水準（22～24％）を達成するには、電源の特性や導入実態を踏まえ、国民負担を低減しつつ、更なる導入拡大をしていくための取り組みが必要と示している。

エネルギーミックスの検討においては、電力コストを現状より引き下げた上で、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用（買取費用）を 3.7～4.0 兆円と設定している。

固定価格買取制度の開始後、既に 4 年間で買取費用は約 2.3 兆円（賦課金は約 1.8 兆円。平均的な家庭で毎月 675 円）に達しており、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、コスト効率的な導入拡大を必要としている。

また、平成 28 年 4 月から電気市場においては小売の全面自由化となったが、これに

併せて、電気事業の類型を見直すとともに、発電は届出制、小売は登録制として幅広く参入を認める一方、公的インフラとして運営される送配電は許可制とし、地域独占を認め料金規制を課されるようになった。

（２）安全が確認された原発の再稼働【一部実現】

現在稼働中の原発は、関西電力高浜発電所の３、４号機と九州電力川内原発の２号機（１号機は定期検査中）となっている。関西電力玄海原発の３、４号機については、原子力規制委員会の審査に「適合」と認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されたが、再稼働には至っていない。

4. 省エネ・新エネ支援の拡充

（１）徹底した省エネ・新エネ対策の推進【実現】

エネルギー政策の再構築に向けて、エネルギー革新戦略の実行、エネルギーセキュリティの強化、エネルギーインフラの充実等に取り組むとしている。具体的には、徹底した省エネを推進し、石油危機後並の大幅なエネルギー効率の改善に取り組むとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立、水素社会の実現を目指す。平成 30 年度予算案では、工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネの推進を図るための「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」（600.4 億円）が計上されている。総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、平成 29 年 8 月より、エネルギー基本計画の見直しを検討するとともに 2050 年視点での長期的なエネルギー政策の方向性を検討するため、世耕経済産業大臣主催のエネルギー情勢懇談会において検討が進められている。

（２）中小・小規模事業者の省エネ設備導入支援【実現】

平成 29 年度補正予算により、工場・事業場等における既存の設備を省エネルギー性能の高い設備（省エネ型設備）とエネルギー使用量等を計測・蓄積する装置（見える化装置）に更新する事業の支援を目的に「省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」（78 億円）が計上されている。

（３）中小企業組合向け省エネ補助制度の創設【未実現】

中小企業組合向けの省エネルギー補助制度は平成 29 年度予算に計上されていない。

5. 環境対応への支援の拡充

（１）環境配慮型経営の取組み支援【一部実現】

エコアクション 21 の認定登録業者数は、平成 30 年 1 月時点で 7,886 事業者となっており、毎年登録業者数が増加している。製造業のほかサービス業等、様々な業種の事業者が取り組んでいる。

J-クレジット制度の認証件数は、平成 30 年 1 月時点で累計 415 件、Co2-291 万トンの認証実績となっており、両制度を活用した環境政策が着実に進んでいる状況である。

また、エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版が公表されたことに伴い、2009 年版ガイドラインで認証・登録をされた事業者については、2017 年版ガイドラインによる取組み及び審査に移行する必要がある。国では、この移行期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間を移行期間としており、その間に 2017 年版ガイドラインによる移行審査を受審する必要があるとしている。

(2) 産業廃棄物処理に対する支援強化【一部実現】

廃棄物処理やアスベスト含有物早期撤去に向けた支援の拡充は行われていないが、国は平成 30 年度予算案として「アスベスト飛散防止総合対策費」約 6,100 万円を計上し、改正大気汚染防止法施行 5 年後の見直しに向け、改正法の施行状況等を追加的に調査するとともに、アスベスト除去作業の完了検査等の検討課題について自治体における実施状況の把握、海外における状況の調査、業界団体のヒアリング等を行い、対策強化に向けた総合的な検討を行うことが予定されている。

P C B 廃棄物については、平成 29 年度補正予算及び平成 30 年度予算案において約 81 億円を計上し、P C B 廃棄物の適正な処理を推進するため、①自治体における掘り起し調査の加速化、広報の重点及び改善命令・行政代執行の効率化・早期化の支援、②中小企業者等への高濃度 P C B 廃棄物の処分費用負担軽減補助や、行政代執行に係る自治体の負担軽減の支援等、③ J E S C O の設備の点検、補修、改造、④ J E S C O での処理完了後の P C B 除去及び現状回復のための費用積立、⑤低濃度 P C B 廃棄物の処理体制の拡充及び正確な全体像の把握に取り組むとされている。

これにより、J E S C O の計画的処理期限内での高濃度 P C B 廃棄物の確実かつ早期処理の完了や、P C B 処理施設の安全性の確保等が期待されている。

(3) 中小企業の実態を踏まえた土壤汚染対策の実施【未実現】

平成 28 年 12 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申案）」がまとめられて以降、それを踏まえて、平成 29 年 3 月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、5 月に可決・公布されている。

現在は、中央環境審議会土壤制度小委員会において、第二段階施行に必要な省令事項について審議が行われており、調査対象となる土地の拡大については、省令にて具体的な基準が定められる予定となっている。

中小・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えずに現実的な対応ができるよう、調査及び除去等の措置に係る技術開発並びに基金の拡充や税制措置などの経済支援を継続的に要望していく必要がある。

(4) chemSHERPA（ケムシェルパ）の周知及び導入・活用支援の強化【未実現】

chemSHERPA（ケムシェルパ）は、安全確保を大前提としたサプライチェーンにおけるビジネスリスク、ビジネスコストの低減を目的として、サプライチェーンにおける製品に含有される化学物質の新たな情報伝達スキームの具体化を図ることを目的に、平成 27 年 10 月に公開された。

しかしながら、ケムシェルパの導入が円滑に行われるための中小・小規模事業者の特化した支援制度については、未だ措置されていない。

（５）H A C C P導入に向けた支援の創設【未実現】

農林水産省では、事業所内の衛生管理計画等を作成するための人材育成や手引書作成等を支援することにより、食品の安全性向上及び食品事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、国内の食品事業者のH A C C P制度化への対応を支援することを目的に「平成 30 年度農山漁村 6 次産業化対策事業のうち食品の品質管理体制強化対策事業」を実施する事業者の募集（公募期間：平成 30 年 2 月 5 日～2 月 26 日）が行われた。

事業所内の設備整備にかかるコスト負担を支援する補助制度の創設は至っていない。

4. 卸売・小売業、サービス業、物流業に対する支援の拡充

【要望事項】

1. 卸売業・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業の振興・育成を推進する法律の制定を検討すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援措置を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締りについては、積み降ろし業務可能な駐車スペースの確保や円滑な道路交通の有効活用等、業務に配慮した支援を講じるとともに、観光バスの路上駐車が交通渋滞の原因となっていることから、包括的な駐車場政策を講じること。

2. サービス業対策の強化

- (1) インバウンド対応の重要性が高まっているため、海外の文化などに対応したサービスの開発などの取組みを支援する補助金を創設すること。
- (2) 観光立国実現のため、土産品及び体験型観光の開発、海外クルーズ船の誘致及び地方を回遊する観光ルート of 企画開発など日本版DMO(地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人。)による観光マネジメントのための支援制度を拡充すること。

また、MICE(Meeting(会議・セミナー)、Incentive Travel(報奨・招待旅行)、Convention(大会・国際会議)、Exhibition/Event(展示会)の頭文字をとった造語でビジネスイベントなどの総称。)に関連する産業は、地域経済各分野の活性化に大きく寄与することが期待されるため、大都市への誘致に偏らず、被災地への誘致を積極的に行い、実現に向けた支援策を講じること。

- (3) 医療分野と中小サービス業との連携の取組みへの支援策を講じること。

3. 物流対策の強化

- (1) 流通業・物流業において、賃金の見直しを含めた待遇改善や適正価格により、安心・安全な輸送取引が行える措置を講じるとともに、途切れることが許されない社会インフラの次世代を担う人材の確保・育成を推進すること。
- (2) 連携・協働による物流量のムラの緩和や荷受作業の効率化等を図るための環境整備を講じること。

【経過】

1. 卸売業・小売業支援の拡充

- (1) 卸売業の振興・育成の推進【未実現】

卸売業を振興・育成する法律の制定の検討は現時点では行われていない。

- (2) 卸商業団地の活性化【未実現】

流通業務市街地整備法や都市計画法の規制緩和は現時点では行われていない。

- (3) 市街地や商店街における包括的な駐車場施策の推進【未実現】

荷捌き駐車施設については、荷捌きのための路上駐車を解消する共同荷捌き駐車施設整備推進のため、平成 29 年度は国土交通省において約 6 億円の予算措置が講じられている。

2. サービス業対策の強化

(1) インバウンド需要に対応するための支援の拡充【一部実現】

インバウンド対応を支援する補助金の創設は行われていないが、観光庁における平成30年度当初予算案において、自治体等との連携や個人旅行者への効果的かつきめ細かな情報提供により、地方の多様な魅力を発信し、地方への誘客を強力に促進することとしている。

具体的には、国と地方（自治体及び観光関係団体等）が広域に連携して訪日プロモーションを実施し、インバウンド誘致に取り組む地域との連携により、多様なニーズに即した誘客を推進することとしている。

(2) 観光立国実現に向けた誘致に対する支援の強化【実現】

国土交通省では、観光先進国の実現に向けた取り組みの推進として、①訪日プロモーションの抜本改革と観光産業の基幹産業化、②「美しい国 日本」の実現に向けた観光資源の開拓・魅力向上、③世界最古水準の快適な旅行環境の実現を掲げている。

「訪日プロモーションの抜本改革と観光産業の基幹産業化」では、訪日旅行の関心を高めるグローバルキャンペーンや市場別プロモーションの展開等を実施するとともに、地域での雇用創出を生産性の高い観光産業の確立を図るとしており、平成 30 年度予算案において 114 億円を計上している。

「「美しい国 日本」の実現に向けた観光資源の開拓・魅力向上」では、歴史、文化だけにとどまらない潜在的観光資源等の充実を図るとともに、地方への訪日外国人旅行者の周遊促進に資する観光地域づくり等を支援するとしており、平成 30 年度予算案として 27 億円を計上している。

「世界最高水準の快適な旅行環境の実現」では、すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上、コミュニケーションや移動の円滑化等を推進するとしており、平成 30 年度予算案として 243 億円を計上している。

(3) 医療分野と中小サービス業との連携の取組みへの支援の強化【未実現】

医商連携による取組みに対する支援については、現段階では行われていない。

3. 物流対策の強化

(1) 流通・物流業における適正取引の支援【一部実現】

国では、総合物流施策大綱（2017 年度～2020 年度）が平成 29 年 7 月に閣議決定され、物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現として、サービスと対価との関係の明確化を図る取組みについて検討がなされている。

本大綱に基づき効率的で高付加価値なスマート物流の実現を目指す物流生産性革命において、荷待ち、積込み・取卸し、附帯業務等のコストを踏まえた形でサービスと

価格が適切に設定され、かつ荷主のニーズに応じて様々なサービスを選択できるよう、健全な市場メカニズムを機能させる必要がある。このため、官民を挙げて、荷待ち、積み込み・取卸し、附帯業務等のコストが取引価格にて適正に反映されるよう取組みを推進する。

サービス提供にあたっては、必要なコストの「見える化」を図り、運送に対する対価（運賃）と運送以外の部分（荷待ち、積み込み・取卸し、附帯業務等）に対する対価（料金）を区分して収受する取組みを推進するとされている。

また、平成30年1月31日には国において「総合物流施策推進プログラム」を決定し、物流現場の多様な人材の確保や高度化する物流システムのマネジメントを行う人材育成、物流に対する理解を深めるための啓発活動等を行い、2020年度までに労働生産性を2%程度向上させることを目標にしている。

（２）連携・協働による物流の効率化等支援の強化【実現】

国では、総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）に基づき、今後推進すべき具体的な物流施策をとりまとめた「総合物流施策推進プログラム」を決定し、労働生産性を全産業平均並みに引き上げることを目指している。

具体的には、新技術（IoT、AI等）の活用によるサプライチェーン全体最適化の促進等、隊列走行及び自動運転による運送の効率化や物流施設の自動化・機械化を行うこととしている。

また、サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革として、連携・協働による物流の効率化や環境整備、物流の透明化・効率化による働き方改革の実現を目指すとしている。

これら施策を支えるものとして、物流施設の機能強化、物流を考慮した地域づくりを行い、インフラの機能強化による効率的な物流の実現を図ることとしている。

5. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化

【要望事項】

1. 大企業との間で実質的に対等な競争ができない中小企業・小規模事業者の正当な利益を守るよう、優越的地位の濫用に係る独禁法等の執行を強化するための措置を講じること。
2. 独禁法の審査手続きにおいて事業者の防御権を強化し、適正手続きを保障する措置を講じること。
3. 独禁法の課徴金制度の見直しに当たっては、中小企業算定率を維持するとともに、調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の基準・決定方法をガイドラインに明確に定めるなど、中小企業者の実態に応じた制度設計を行うこと。

【経過】

1. 優越的地位の濫用に係る独禁法の執行強化【実現】

公正取引委員会は、中小企業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用について、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位の濫用事件タスクフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めた。平成 28 年度においては、48 件の注意を行っている。

注意が行われた取引を形態別にみると、小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対する納入取引が 17 件、物流取引が 11 件、宿泊業者に対する納入等取引が 5 件、卸売業者に対する納入取引が 4 件、飲食業者に対する納入取引が 1 件、その他の取引は 10 件となっている。

注意対象となった行為類型を取引形態別にみると小売業に対する納入取引は「従業員等の派遣の要請」が 15 件と最も多く、「協賛金等の負担の要請」が 10 件となっている。また、物流取引については、「減額」が 8 件、「購入・利用強制」及び「支払遅延」が 4 件となっている。取引形態に関係なく、行為類型別にみた場合には「協賛金等の負担の要請」が 22 件と最も多く、「購入・利用強制」が 19 件と続いている。

※ 1 つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数と行為類型の内訳の合計数は一致しない。

2. 独禁法の審査手続きにおける事業者の適正手続き保障【未実現】

裁量型課徴金導入について検討を行っている公正取引委員会の独占禁止法研究会は、平成 29 年 4 月に報告書を取りまとめた。本報告書において、防御権等についても記載されているが、供述聴取手続における防御権（休憩中のメモ及び弁護士への相談）はすでに認められているため、拡充なしとされ、弁護士依頼者間秘匿特権については、法定化せず、運用面で配慮することと記載されている。

全国中央会では、自由民主党が開催した競争政策調査会（平成 29 年 11 月、12 月の 2 回）において、供述聴取中の供述人によるメモの録取の実現について要望している。

3. 独禁法の課徴金制度の見直し【一部実現】

公正取引委員会は、競争政策調査会（平成 29 年 12 月自由民主党主催）において課徴金減免制度について以下のとおり説明しており、平成 30 年度通常国会に提出される予定となっている。

＜課徴金減免制度＞

- 減免率は、申請順位に加え、実態解明の協力度合い（事業者が自主的に提出した証拠の価値）を勘案して確定
- 全ての調査対象事業者に調査協力インセンティブを付与するため、申請者数の上限の撤廃、申請期間の延長
- 継続的調査協力義務の新設等

＜算定基礎＞

- 国際市場分割カルテル等の違反行為者に対する課徴金の算定基礎を規定
- 算定期間は、調査開始の 10 年前までさかのぼれるようにする。

＜算定率＞

- 大企業グループに属する実質的には中小企業といえない事業者は、中小企業算定率の適用対象から除外
- 業種別算定率は廃止

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保障対策の推進

【要望事項】

1. 働き方改革の推進に向けた中小企業への配慮

(1) 時間外労働の上限規制等の見直し

時間外労働の上限規制の見直しをはじめとする労働基準法の改正に当たっては、その内容について中小企業への懇切丁寧な周知及び相談体制の整備を図ること。

また、月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）の中小企業への猶予措置は、法施行の 3 年後に廃止の予定であるが、その間、国は長時間労働の抑制に向けた中小企業支援を拡充すること。

(2) 同一労働同一賃金に関する法令整備

同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善に当たっては、中小企業に対する関係法令の改正内容、制度内容の周知及び相談体制に万全を期すとともに、施行時期については、働き方改革に取り組む中小企業の実態を踏まえ、十分な周知並びに対応期間を設けること。

また、同一労働同一賃金のガイドライン策定に当たっては、中小企業の経営実態を踏まえ、慎重な議論の上に策定すること。

2. 中小企業の人材確保・定着支援の強化

(1) 運輸業、建設業、小売業、サービス業など人手不足業界に対する積極的な就労支援策を拡充・強化すること。

(2) 若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援策を強化すること。

(3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策を強化すること。

(4) 地方中小企業の人材確保のため U I J ターンの促進・支援策を拡充すること。

(5) 中小企業が共同で設置する保育施設についての助成・支援策を大幅に拡充すること。

3. 地域の中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

(1) 最低賃金の目安額及び地域別最低賃金は、近年、景気や経営の実態とは関係なく高い水準で決定されているが、その決定方法に当たっては、法の原則及び目安制度を基とし、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を検証した上で設定すること。

(2) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対して、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。

(3) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

4. 雇用保険制度の見直し

(1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の給付内容の見直しを行い、業務全体の改革推進を図ること。

(2) 法施行 3 年後に見直される雇用保険料率については、雇用保険積立金の状況をみて更なる引下げを検討するとともに、国庫負担については、本則に規定される 4 分の 1 へ復帰させること。

5. 障害者雇用に対する中小企業支援策等の拡充

積極的な障害者雇用を行う中小企業等に対して、助成措置や金融・税制での優遇措置等の支援策を強化すること。

6. 国等による職業訓練機能の拡充・強化

我が国の労働力人口は急速に減少していくことが見込まれる中、人手不足の対策として中小企業で働く従業員一人一人の能力向上が重要であることから、そのため、国等は中小企業の従業員に対する能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度等の拡充を強力に推進すること。

7. 新たな外国人技能実習制度の円滑な施行

- (1) 国は、新たな外国人技能実習制度への移行に当たっては、監理団体や実習実施者に対し新制度の内容の周知徹底を行うとともに、新制度への円滑な移行への支援策を強化すること。
- (2) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定等が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (3) 技能実習2号移行対象職種の拡大に当たっては、業界のニーズ等を把握し、必要な支援を講じること。

8. 社会保障制度等の見直し

- (1) 社会保障制度改革に当たっては、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担が過度にならないようにすること。
- (2) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率の安易な引上げを行わないこと及び協会けんぽへの国庫補助率を20%に引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

【経過】

1. 働き方改革の推進に向けた中小企業への配慮

(1) 時間外労働の上限規制等の見直し【要望中】

厚生労働省は、平成29年9月8日に、労働政策審議会に諮問した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働政策審議会の各分科会・部会で審議が行われた結果、9月15日、同審議会から加藤勝信厚生労働大臣に対しておおむね妥当とし、答申が行われた。

同省では、この答申を踏まえて法律案を作成し、現在開会中の通常国会への提出の準備を進めている。

平成30年度の厚生労働省予算案において、長時間労働の是正や安全で健康に働くことが出来る職場づくりとして、中小企業・小規模事業者が、時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う予算を計上している。

さらに、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な

労働時間制度等の労務管理に関する技術的な支援を行うため、47 都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、各都道府県中央会等関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談を実施する予算を計上している。

(2) 同一労働同一賃金に関する法令整備【要望中】

同一労働同一賃金など非正規雇用労働者（短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の処遇改善に当たっては、前述の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の答申を踏まえて、法律案を作成し、現在開会中の通常国会に提出する準備を進めている。

平成 30 年度の厚生労働省予算案において、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金等について、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充を行うこと等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を推進するとしている。

また、非正規雇用労働者の処遇改善に関する相談支援を行うため、働き方改革推進支援センター（再掲）を設置し、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。

さらに、非正規雇用労働者の処遇改善に向け、各企業が賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うため、業界別の特性を踏まえた「同一労働同一賃金導入マニュアル」を作成し、周知・啓発を図るとともに、都道府県労働局において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援などを行うこととしている。

2. 中小企業の人材確保・定着支援の強化

(1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業など人手不足業界に対する積極的な就労支援【一部実現】

中小企業・小規模事業者の人手不足に対応するために、「中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会」が厚生労働省・中小企業庁により開催された。本検討会において、全国中央会を始めとする経済団体、事業者等からのヒアリングが行われ、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」を実現するための課題の抽出及び「中小企業・小規模事業者における「働き方改革」実現に向けた対策（案）」が検討された。

平成 30 年度の政府予算案には、人手不足に対する就労支援策が盛り込まれ、「雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援」として計上されている予算案には、福祉分野のほか、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するための「地方の中堅・中小企業等への人材支援」や福祉分野のほか、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するための「ハローワークにおける人材確保支援の充実」が盛り込まれている。

自動車運送事業について、長時間労働是正の環境整備のための関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画を策定・実施することとしている。特に、トラック運送事業については、ガイドラインの策定、生産性向上に向けた措置、荷主の協力を確保す

るために必要な措置、支援策等を実施することとしている。

建設業について、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、適切な工期設定や生産性の向上等に向けたガイドラインの策定、業界等の取組みに対する支援を行うこととしている。

介護・保育分野については、人材確保のための「雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進」や「保育人材確保のための総合的な対策」も盛り込まれている。

(2) 中小企業における若年者の人材確保・定着支援及び女性・高齢者等の就業支援策の強化【一部実現】

上記(1)に記載のとおり、「中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会」が開催され、若年者及び女性・高齢者が働きやすい環境整備等についても検討がなされた。

平成30年度の厚生労働省予算案では、若者の雇用対策として「若者等に対する一貫した新たな能力開発等」や、「職業能力・職場情報の見える化の推進」、「若者や就職氷河期世代の活躍促進」として「地元就活支援コラボプロジェクトの推進」や「在職中の若者の定着支援」、「若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進」等が計上されている。

女性の雇用対策としては、「女性の活躍推進」として「リカレント教育など個人の学び直しへの支援」や「多様な女性活躍の推進等」が盛り込まれている。

高齢者の雇用対策としては、「高齢者の活躍促進」として、「地域における多様な働き手への支援」や「継続雇用延長等に向けた環境整備」が計上された。

また、平成29年12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議中間報告」及び平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」には、リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援、様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組みの活用など、誰もが幾つになっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境整備を、雇用保険制度等の活用も含めて、平成30年度以降に検討するとされている。

(3) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化【一部実現】

『日本再興戦略』2016』においては、『日本再興戦略』改訂2015』の考え方を踏襲し、未来を支える人材力を強化するために、起業家体験等を含めたキャリア教育の推進や、専修学校と産業界が連携した教育体制の構築、大学等におけるインターンシップの推進、専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実、働き手のキャリアアップに関する取組み等、人材力強化に係る取組みを引き続き推進していくこととされている。

また、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」では、教育機関において実践的なIT・データ等に係る能力・スキルや課題設定力の育成を図る教育を実施するため、インターンシップを積極的に活用するとともに、企業が現場で直面している実際の課題や現場の実データを用いたPBL(Project Based Learning: 課題解決型学習)の手法などによる産学が連携した実践的な教育やそれらを用いたコンテスト形式の人材育成の取組みを推進することとした。

さらに、産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を目的とした大学関係者による大学協議体や専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組みを進めるとともに、これらの取組みを横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、平成 29 年度中を目途に設立して取り組むこととなっている。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部では、東京圏在住の学生を対象に、地方企業の魅力を発信することで学生の地方還流を促す「地方創生インターンシップ事業」を計上し、地方創生インターンシップ推進プラットフォームの構築等に取り組まれている。

全国中央会では、キャリア教育・職業教育のより一層の推進のためには、学校教育の各課程において体系的な教育が不可欠との考え方から、キャリア教育・職業教育がより一層推進されるよう文部科学省、経済産業省、厚生労働省などの関係省庁が連携の下、教育機関と中小企業が一体となった取組みがなされるよう引き続き関係方面に要請していく。

（４）ＵＩＪターン等による地方中小企業の人材確保【一部実現】

政府では、平成 30 年度地方創生関連として、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするために 2,041 億円の関連予算を計上しており、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」においては、ＵＩＪターンについて各世代に合わせライフステージに応じた政策メニューの充実・強化を行う。特に、若者を中心としたＵＩＪターン対策の抜本的強化がなされる。

さらに、人材育成については、人材確保が困難となっている地域の中小企業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等を強化するため、地域における安定した良質な雇用の確保・創出や人材育成・定着を支援するために、移住に関心を持っていない潜在層も対象に、地方移住の動機付けや地方の中小企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供する取組みを引き続き実施するとされている。

厚生労働省では、ＵＩＪターンなどにより地方で働くことを希望する者を支援するため、地方就職希望者活性化事業が実施されている。

また、ハローワークでは、全国ネットワークを活用した職業相談、職業紹介のほか、大都市圏（東京都や大阪府）のハローワークに地方就職支援コーナーを設置し、専門の相談員による職業相談、職業紹介や情報提供が行われている。

（５）共同保育施設への助成・支援【一部実現】

平成 30 年度の政府予算案に子ども・子育て支援新制度の実施として 2 兆 5,884 億円が事業所内保育に係る運営費等地域型保育給付として計上されている。

なお、現在は事業所内保育施設コースでの応募は受け付けていないが、企業主導型保育事業として実施されている。

3. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定

（１）中央最低賃金審議会の審議について【未実現】

近年の最低賃金は、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる「時々々の事情」によって大幅な引上げがなされている。平成 29 年度の最低賃金引上げ額が目安額及び全国は、昨年度に続いて加重平均 25 円と過去最高となった。

本来、最低賃金の決定に当たっては、法の原則である「労働者の生計費」及び「賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」の 3 要素に基づき、また、名目 GDP 成長率、中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データをもとに、公労使三者構成の審議会において議論されるべきである。

平成 30 年度の中央最低賃金審議会の審議に当たっては、過度な最低賃金の引上げを行うべきではないことを引き続き要望していく。

(2) 最低賃金引上げに対する支援策の充実【一部実現】

平成 29 年度補正予算において、「生産性革命」に向けた集中的な支援を早期に図る観点から、生産性に資する設備投資等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対する助成金について、その支給対象地域を全国に拡大された。

また、平成 30 年度の厚生労働省予算案において、働き方改革推進支援センター（再掲）における専門家による業務改善方法の提案をはじめ、生産性向上に対する取組みを支援する予算が計上されている。

(3) 特定最低賃金の廃止【未実現】

特定最低賃金については、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すべきであるが、実現には至っていない。

4. 雇用保険制度の見直し

(1) 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し【要望中】

平成 30 年度の雇用保険二事業予算については、働き方改革関連の事業に重点的に予算配分され、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、女性・若者の活躍の推進、人材投資の強化、人材確保対策の推進、障害者・高齢者等の就労支援、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援が主となっている。

財政状況は改善の方向にあるものの、未だ厳しい状況に変わりはなく、労働政策審議会雇用保険部会並びに雇用保険二事業懇談会等の会議を通じて、これまでの P D C A サイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の絞り込みを図るよう引き続き要望していく。

(2) 雇用保険率の引下げ【実現】

平成 30 年度の雇用保険料率は、失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率については、平成 29 年 3 月に成立した雇用保険法の一部を改正する法律により、平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間時限的に引き下げられたため、昨年度と同様 9/1,000 となっている。（失業等給付 6/1,000、二事業 3/1,000）

また、事業主の負担する保険料を財源とする雇用保険二事業については、安定的な雇用情勢の等に伴う継続的な収支が改善傾向にあるため、平成 28 年度末の雇用安定資金残高は 1 兆 1,576 億円となった。弾力倍率が 1.5 倍を上回ることから、平成 30 年

度の保険料率については、3/1,000 に引き下げられている。

全国中央会では、法施行3年後の保険料率の見直しの議論に当たって、労使折半の失業等給付保険料、事業主負担による雇用保険二事業保険料を含め、雇用保険料率の更なる引下げの要望をするとともに、平成29年度より2.5%となっている国庫負担率を本則どおりの原則4分の1に復帰させるよう要望していく。

5. 障害者雇用に対する中小企業支援策等の拡充【未実現】

平成30年4月より障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され、法定雇用率が引き上げられる（民間企業2.0%から2.2%）。

これに伴い、障害者雇用ゼロ企業に対して、企業のニーズに応じたチーム支援を行うとともに、ハローワークに専門職員を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援の強化が図られることとなった。

また、精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（1週間の週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）に関する算定方法を見直し、これまで0.5カウントであった雇入れから3年以内の者、又は精神障害者保険福祉手帳取得から3年以内の者は1カウントとすることとされた。

6. 国等による職業訓練機能の拡充・強化【一部実現】

平成30年度の厚生労働省予算案において、働き方改革の着実な実行や人材投資の強化等を通じた労働環境の整備・生産性の向上を目指し、生産性向上に資する人材育成の強化を図るため、第4次産業革命に対応した人材育成・人材投資を拡充し、生産性向上に資する企業内訓練等を推進する予算が計上された。

また、職業能力の「見える化」を促進する観点から、技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図ることとされた。

7. 新たな外国人技能実習制度の円滑な施行

（1）外国人技能実習法の円滑な施行への支援【一部実現】

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（外国人技能実習法）は、平成29年11月1日に施行された。国はこれら関係法令の施行に当たって、監理団体や実習実施者に対して新制度の内容の周知徹底を図るとともに、新制度への円滑な移行への支援を引き続き強化していく必要がある。

平成30年度の厚生労働省予算では、人材育成を通じた国際協力の推進に向け、外国人技能実習制度の適正かつ円滑な運用を図るための経費を計上している。

（2）外国人技能実習機構による諸手続の円滑化【要望中】

平成29年に設立した外国人技能実習機構については、監理団体の許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出等の手続きが円滑に行われることが必要不可欠である。

監理団体数は平成30年2月15日現在で一般監理団体668団体、特定監理団体1,262団体となっており、技能実習計画の認定件数は、平成30年2月2日現在で17,694件

となっている。

また、監理団体を通じての外国人実習生の受入が迅速に行われ、同機構のこれら手続きも迅速かつ円滑に行われるよう相談体制の整備、提出書類の簡素化に十分な配慮するよう要望していく。

(3) 技能実習2号移行対象職種の拡大【要望中】

外国人技能実習2号移行対象職種については、平成29年12月6日現在77職種139作業となっており、限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業を追加拡大する必要がある。

国に対し、新たな対象職種・作業の追加に伴う検定試験制度の創設に対して、積極的な支援を行うことを引き続き要望していく。

8. 社会保障制度等の見直し

(1) 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮【一部実現】

平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では人づくり革命として、社会保障を全世代型の社会保障へ転換する必要性が示された。その中で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善のための施策が挙げられている。

これらの施策を実施するための財源は消費税増税による財源だけではなく、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額部分も財源として充てられることとされた。

このことから、平成29年度の事業主が負担する子ども・子育て拠出金は0.23%となっているが、平成30年度は0.29%へ引き上げられる。中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費の助成策等を検討するとともに、労働保険料（労災保険料及び雇用保険料）の軽減が併せて行われることとなったが、雇用保険料率の軽減は平成29年度からの3年間となっており、今後のさらなる負担増とならないよう注視していく必要がある。

(2) 健康保険料の安易な引上げ反対と協会けんぽ等の財政安定のための支援【未実現】

平成30年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の平均保険料率は、中長期的な加入者の負担増を回避し、安定的な保険財政運営とするため、引き続き10%に据え置かれることとなった。

また、国庫補助率は、健康保険法本則において13.0～20.0%の範囲とされているが、当面の間16.4%のままとなり、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がった場合は、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する仕組みが維持されている。

なお、旧政府管掌健康保険時の料率からの大幅な上昇を緩和するために導入された激変緩和措置については、長期の計画を踏まえつつ、医療に要する費用の適正化等に係る協会各支部の取り組み状況を勘案し、前年度の激変緩和率から10分の1.4引上げ、10分の7.2となった。

一方、高齢者医療における後期高齢者支援金については、平成29年度から全面総報酬割が実施されている。また、現行の後期高齢者支援金の加算・減算制度は、協会けんぽも含めた全保険者を対象としてもなっているものの、協会けんぽには加算・

減算がなされていなかった。

しかしながら、「日本再興戦略改訂 2015」において、協会けんぽについては、「新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う」、「未来投資戦略 2017」では「協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020 年度から都道府県保険料率に反映する」とされ、平成 30 年度よりインセンティブ制度が協会けんぽで導入されることとなった。

導入されるインセンティブ制度は、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与するものとなる。